議長	副議長	局	툱	次	툱	議事係長	議	事	係

予算特別委員会会議録 (3) (16.3定)							
日時	平成 1 6 年 9 月 1 7 日 (金)	開議	午後 1時00分				
	十成10年9月17日(並)	散 会	午後 6時35分				
場所	第 2 委 員 会 室						
議題	付 託 案 件						
出席委員	北野委員長、横田副委員長、山田・大橋・大畠・吹田・佐々木(茂)・前田・斎藤(博)・新谷・高橋・佐藤 各委員						
説明員	助役、教育長、総務・財政・市民・福祉・環境・教育各部長、 小樽病院事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者						

別紙のとおり、会議の概要を記録する。

委員長

署名員

署名員

書 記

記録担当

~会議の概要~

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、大畠委員、新谷委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

上野委員が大橋委員に、森井委員が大畠委員に、古沢委員が新谷委員に、見楚谷委員が吹田委員に、斉藤陽一良 委員が高橋委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・厚生両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、市民クラブ、れいめいの会の順といた します。

それでは、自民党。

前田委員

家庭ごみ有料化について

今定例会は、ごみの有料化問題が大きなテーマとなっています。我々自民党は、反対の立場はとっていませんが、 市民からはなぜ1リットル2円なのか、こういう素朴な疑問が出ています。そこで、順次お尋ねをしていきます。 まず初めに、有料化の目的、単価の設定について、これは何回も答弁いただいているのかと思いますが、改めて お聞きしたいと思います。

(環境)間渕主幹

ただいまご質問のありました有料化の目的、単価でございますが、本市としては、有料化する目的を、一つ目には市民意識の向上によるごみ減量化の推進、また、二つ目に資源化の促進を図る、そして三つ目に市民サービスの向上等でございます。

単価の設定でございますけれども、財政負担の軽減ということを私ども目的としておりませんので、ごみ処理費用の一部負担とする、そういう単価設定の方式・手法はとってございません。それで、私どもの単価の設定につきましては、一つには道内他都市の金額を考慮しているところであります。それから、ごみの減量化に効果があり、かつ市民にとって負担とならないよう、1リットル当たり2円程度として「基本的な考え方」では示してまいりましたが、今回の懇談会におきまして、この1リットル当たり2円というものについて、大きな意見はございませんでしたので、一定のご理解を得たということで考えておりまして、1リットル当たり2円として考えたところでございます。

前田委員

今の説明にもありました。資料の説明もあるのですが、本市の場合、説明によりますと、財政負担の軽減、費用の一部負担とする単価設定の仕方はしていないとのことですが、しなかった理由、また、した場合、想定されたことは何なのか。

(環境)間渕主幹

単価設定という考え方でございますが、他都市におきましては、市民に対するごみ処理原価を出しまして、それに対して何パーセントを負担していただくという、そのような設定もございますし、また、ごみ処理施設を必要とするので、その施設費用を負担していただきたい等々ございますが、単価設定におきまして、負担率というものを決めますと、今後、処理費用が大きく拡大していくために、単価設定はその負担割合からいきますと上がらざるをえないと、そういうことで二通りのこういう単価設定というものは、結果的には恒常的な単価設定とならないとい

うこと、また、先ほど申しましたとおり、私どもは財政負担の軽減というものを考えてございませんので、当初からごみ減量に効果のある金額を模索し、設定したものでございます。

前田委員

負担率にした場合、そのパーセントの設定にもよりますけれども、当然、処理費の増によって、負担率が上がることが想定されるので、負担率ではなく一定の金額に決めたのだというふうに受け取ってよろしいですか。

(環境)間渕主幹

はい、そのとおりでございます。

前田委員

有料化に期待するものということは、ただいまの答弁の中にもありました。減量化ですとか、資源化、市民サービスの向上ということだろうと思いますけれども、そういう答弁があったわけですが、これもおさらいになるのですが改めて、現在、減量化何パーセントで何トンのごみにしようとしているのか。

(環境)間渕主幹

本市が進めようとしております家庭ごみ減量化の目標でございますけれども、平成14年度をスタート時点といたしまして、平成21年度を目標年度としてございます。その中で、家庭ごみの目標につきましては、26パーセントの減、1人当たりでいきますと167グラムを減らすということで考えてございます。また、資源化の目標でございますけれども、14年度比較で、21年度までに資源化を9.6倍とすることで考えてございます。

前田委員

平成14年度から21年度の話を今されたのだろうと思いますけれども、何トンのごみというか、そんなに細かくなくてもいいのですけれども、家庭ごみ、資源物でけっこうです。14年度が何トンで、21年度に何トンになる、これで差引きもって何パーセントというのは出るので、その程度の足し算、引き算でけっこうですので、教えてください。

(環境)間渕主幹

平成14年度の家庭ごみ、燃やすごみ、燃やさないごみの合計で4万2,305トンとなってございます。それが平成2 1年度では3万1,115トンとなってございます。この差引きが1万1,190トンとなるところでございます。

次に、平成14年度の資源物収集量は854トンでございますが、平成21年度では8,151トン、その差7,296トンとなります。

前田委員

家庭ごみは 4 万2,305トンが平成21年では 3 万1,115トンで、マイナス 1 万1,190トン、一方、資源物は平成14年度が854トン、それが平成21年度で8,151トンということは、これは10倍に増えるのですか。増えるということでいいですね。これがごみの減量化につながるということでとらえてよろしいですか。

(環境)間渕主幹

現在、ごみ量の中に40パーセント近い資源物が含まれておりまして、その40パーセントのごみは約1万6,000トン近くございます。その1万6,000トン近い潜在する資源物の半分、約8,000トン近くを平成21年度資源化することで、この片方のごみ量が減るというふうになってございます。このほかにも1万1,190トンと7,296トンの差におきましては、発生抑制等の要素が入ってございます。

前田委員

それで、先ほどの質問の中にもあるのですが、1リットル2円の負担、財政負担の軽減、費用の一部とする単価設定の仕方をしていないということで、負担率は計算していないということです。これはいただいた資料の中にもあったと思いますけれども、この有料化の取扱い、これは目的というか、平成21年度でこれが減るものもあるし、増えるものもあるのですが、これらの目的を達成された後のこの2円の取扱い、これはどのような考えをお持ちな

のですか。

(環境)間渕主幹

平成21年度でごみ量が26パーセント減になりますのに合わせまして、確かに手数料収入は落ち込むことは私どもの方では想定してございます。ですが、この後も単価を変えることなく、なおかつ資源物の収集ですとか、また、市民サービスの低下に陥らないように、その後も引き続き努力していくことで考えてございます。

前田委員

その目的達成の暁の話になりますけれども、これ数学の問題になるのだろうと思いますけれども、ごみが減った後もこれは差益は出るのですか、逆にそれを考えているのでしょうか。それなりに計算されて、今、これは2円というものが出てきていると思いますけれども、平成21年度以後、無事目的達成の暁の収支はどうなるのか。

(環境)管理課長

21年度以降でございますけれども、その部分につきましては、これらの人件費だとか、委託料の調整だとかという部分があるのですけれども、そういう中で、現在それは試算はしてございません。ただ、2円の部分につきましては、先ほど間渕主幹から答弁がありましたとおり、あくまでもこの2円単価の根拠自体は道内の他都市の金額でいうと、減量効果並びに市民に負担をかけないといいますか、そういう形の中で決めているものですから、21年度以降、正確には20年度以降になりますけれども、その部分の収支のシミュレーションはいたしてございません。

前田委員

私が求めた答弁とはちょっと違うようです。要するに、差益が生じた場合も市民への還元という環境行政サービス充実のために使用したいということなのでしょう、どうなのですか。若しくは、私はそうだと踏んでいるのですけれども、どうなのですか。

(環境)管理課長

それ以降の部分でございますけれども、けっきょく市民サービスの向上も、これだけでは済まなくて、いろいろなほかにもそういう要求される部分が出てくると思うのです。そういう部分の対応をこの中でもって手数料の収入源を充てていきたいというふうに考えてございます。ですから、そのサービス等を維持しながら、この中で使わせていただくということになります。

前田委員

ちょっと質問は元に戻りますけれども、シミュレーションはしていないというようなことですけれども、大ざっぱな仕方でも差益は出るのですか、出ないのですか。

環境部長

ちょっと質問に答弁が食い違っているように思いますので、私の方から若干補足させていただきますけれども、ごみの減量化、資源化といいますのは、確かに平成21年度の基本的な目標がございますけれども、その目標を達成した後も、やはり引き続き例えば資源物の品目の拡大をやっていかなければならない、それから市民サービスの向上そのものの対策もしていかなければならない、あるいは不法投棄対策もしていかなければならない、そういった意味からいいますと、今、私どもが17年度に有料化を実施した場合に、17年度から踏み込んでいこうという事業は、これは何一つ削ることなくやはり継続していかなければならないというふうには基本的には思っております。また、この袋の作成費でもいろいろな保管料や手数料、徴収委託料なども含めましても、この金額も落ちるものではないわけです。ただ言えることは、市民の皆様方にこういったことが知れ回ることで、一定の意識啓発の程度は若干下がるかもわかりませんけれども、この意識啓発もこの減量効果を奪おうとさせないためには、さらに強めていかなければならないと思っています。

それから、21年度以降ということがございますけれども、確かに今21年度のシミュレーションはしてございませんけれども、例えば19年度からこの資源収集を拡大した、その処理をするために、リサイクルプラザを今建設をし

ているわけです。資源物収集を拡大するということは、その処理も伴うということですから、これを現在、北しりべし廃棄物処理広域連合の方でつくっておりまして、これについては市の方でその管理運営費の負担金も出していかなければならない。こういったことをしていった場合に、果たして今言いましたような余剰金が出るのかどうか、これは非常に難しいだろうと思います。むしろそういったことによってお金が足りない、仮に有料化をして財源を充てても、足りないぐらいのお金が今後継続的にかかっていくのではないか、このように思います。

前田委員

差益が出るのはなかなか厳しい、難しい部分だというふうに、部長の説明を受けとったのですけれども、そうしたら仮に新たな負担ということはありうるのですか。

環境部長

これも、前の議会でも私の方で答えてございますけれども、先ほど間渕主幹から言いましたように、今回の有料化は、いわゆる一つの基準を設けるとか、例えば今清掃費にこれだけのお金がかかっているのだと、このうちの何割を負担させるのだと、こういったようなことではなくて、基本的に市民の皆さん方にごみにもお金がかかるのだと、そしてその一部を負担することで減量化や資源化を推進するといったことを基本的には目的にしてございます。ですから、そういった意味で、将来仮にお金がかかったからといって、理解をしていただける市民の負担の限度といったものが一つの大枠の中で私はあるのではないかなというふうに思っています。そういった意味では、現時点で21年度になったら上げるとか、将来上げるとかということは、今、考えてはございません。こういった考え方で進んでいきたいと思っております。

前田委員

それで、改めて今度ごみ袋の価格設定についてお聞きします。まず、言葉で価格設定に関してもいろいろと説明がありました。我々というか、私も小売業をしていますけれども、やはり原価計算というものが当然あるのだろうと思います。この2円に至るまでの原価計算、ごみ袋の作成費も含めて、どういう項目があって、どういう金額なのか教えてください。

(環境)間渕主幹

ただいまのご質問でありますけれども、まず私どもの今回のごみ処理手数料に至る計算の仕方でございますけれども、平成17年度からごみの収集方法を変えることで考えてございます。それによりまして、1人当たり年間130枚のごみ袋が必要なものと考えておりまして、それと世帯数を掛け合わせることによりまして、総体のごみ処理に必要な袋の枚数が出るものと考えております。

それと、今回、函館市が小樽市と同じ5リットル、10リットル、20リットル、30リットル、40リットルの燃やすごみ、燃やさないごみ、それぞれ1種類ずつつくることから、函館市で現にこの5リットルから40リットルの中で交付されている実績の比率、それらを参考にいたしまして、それに小樽市の高齢化部分を若干配慮いたしまして、5リットルから40リットルのそれぞれの枚数を算定いたしたものでございます。それぞれの算定にそれぞれの袋の単価を掛け合わせて、今回のこの手数料収入を出したものでございますので、2円という価格の設定、2円を強調した考え方で出してございませんのでよろしくお願いいたします。

前田委員

だから、冒頭に申したように、2円の算出根拠がなかなか市民に理解を得られていないというのが、今のこちらの説明なのですよ。他都市がそうだからと、そういう文言ばかりずっと説明して、数字でどうなのだ、項目でどうなのだと聞いている。

(環境)間渕主幹

ただいまのご質問でございますが、算定根拠ではございませんけれども、先ほど見込みました手数料収入、17年度で約3億6,800万円を見込んでおります。

前田委員

イコール2円のところでちょっとそれを出してください。大きい数字ではなくて、恐らく何千何百とかと。

(環境)間渕主幹

それで、まず2円とした算定根拠ではございませんけれども、比較ということからすれば、平成17年度3億6,80 0万円の収入に対して、処理費用が12億4,800万円ほどかかるものと見込んでございます。これの収入と支出の割合からいきますと、単価2円で出したところの収入は支出の約29.5パーセントに当たるということにありますので、単価の設定根拠でありませんが、収入と支出の比較ということからいけば、比率としては29.5パーセントという数字が出てまいります。私どもでは2円の単価ということからは、先ほどの説明しかありませんが、この収入と支出に置きかえた場合の率ということでいけば、29.5パーセントという数字が出てくるということで説明をさせていただきたいと思います。

前田委員

そうしたら原価計算の項目というもの、これを私は聞きたいのですよ。ごみ袋の作成費だとか、委託費用、保管料もあるでしょうし、委託手数料も今後出てくるだろう思います。2円が高いという議論も何か一部にあるように聞こえているけれども、これは消費税込みの2円なのでしょう、どうなのですか。

(環境)管理課長

おっしゃるとおりでございまして、それに1.05を掛けるものではないので、入っているというふうに考えております。消費税を含んでいるということです。

前田委員

消費税法で、今年の4月1日から小売価格には消費税を含めて税込みで表示、これもそうだなと思って、2円は恐らく税を引くと2円を下回っているということです。それで、この2円ですが、ここの理由は時間がないので、ここはこのままで、次へ進みますけれども、他都市の事例を参考にしたということで、初めから2円ありきでこれは庁内の議論が進められたのではないのかなと、そう思っているのです。それで、またそのことについて、私も合点がいかないから、質問をしているのですけれども、それで、他都市で2円ないしは価格設定に当たっての理論というのは、小樽市と同じような理論で設定されたのかどうなのか、事例を含めてお知らせください。

(環境)間渕主幹

それにつきましては、先ほど冒頭に説明いたしましたけれども、他都市におきましては、それぞれこの設定の仕方というものに考え方がございます。例えば、函館市であれば、基準単価により処理原価を算出して、約25パーセントを負担していただくということで算出しているようでございます。室蘭市は、施設建設費の原価を出しまして、一袋の換算重量を出した上で、施設建設費の100パーセントを負担していただくことで考えているようでございます。帯広市におきましては、ごみ処理経費のうち、収集経費に当たる30パーセントを算出し、それを1リットル当たり3円ということで負担を求めてございます。釧路市におきましては、基準単価よりごみ処理原価を算出した上で、平成18年度の減量目標年次においては、そのうちの27パーセントを負担していただくことで算出してございます。このように、各都市におきましてはそれぞれの負担率、また、考え方も違う中で算定しているということで聞いてございます。

前田委員

それで、一般市場では、一般小売業ですね、価格設定の在り方、当然あるわけです。過去と現在ではちょっと違うと私はそう認識しているわけですけれども、一般市場での価格設定、これらの在り方について、どのような認識をお持ちなのですか。

(環境)間渕主観

ただいまのご質問でございますが、私どもの場合、1リットル当たり2円という単価の設定の根拠の一つに、ご

みの減量化に効果があることに加えまして、かつ市民にとって負担とならないようにという配慮の下で、2円としてございますので、現在の市民における生活の中で2円というものは大きな負担とならないものと。

前田委員

聞いていることと全然違う。

環境部長

私も民間企業でのそういう価格設定の在り方というのは詳しくはわかりませんけれども、一つの事業をする場合に、そこにかかわる卸売の原価だとか、仕入れ原価だとか、あるいはまた、その施設をつくるための費用だとか、その減価償却費だとか、あるいは公租公課の部分、人件費の部分、そういったものを何年間かのトータルを出しまして、その上でその単年度ごとの販売目標なり、売上げといった目標を立てることで、小売り価格の算出をしていく、これが通常の考え方ではないかなと思います。

前田委員

私が認識しているそういう価格設定は過去、原価を積み重ねてイコール売価、上がりをつけて売価という考え方だと思うのですが、今、そういう考え方で売価設定で物を売れなくなってしまった。今はもう売価ありきで原価をずっと計算している。どこか削るところがないかということで、売価に合わせる、そういう手法をもうほとんどの方がとっている、スーパーでもなんでも。それで、今回の小樽市の2円の設定の仕方というのは、一般市場の理論でいけば、今はやりのやり方なのだけれども、しかし、行政のそういう手数料の価格だとかそういうものを決めるに当たって、本当にそれがふさわしいのかなと、逆ではないのかと。やはり市民の理解を得るには、これは根拠として、原価というのはそういうものを積み重ねていって2円になったのだよ、なるのだよという方が理解しやすいような気がするのです。それで、今回のこういう質問になっているわけございます。それで、どうなのかな、こういう考え方を参考にすることはなかったのか、あったのか。

環境部長

この辺のいわゆる市の行政事業ですけれども、こういったものの市民負担の在り方というのは、その算出は受益 者負担ということの考え方の中で、それを100パーセントやるのがいいのか、50パーセントなのか、20パーセントが いいのか、こういったことを今、基本的にこのごみ処理の中にそういった基準をつけていくこと自体に、これは各 人それぞれいろいろな意見があるだろうというふうに私は思っております。ただ、私どもが今回の価格設定をした 中では、例えば有料化そのものに対する原価、そういったものが一つございます。例えば袋を作成するとか、売払 いをする、委託料を払うとか、そういった必然的な原価のほかに、今回答申でも示されておりました資源物の収集 拡大、あるいはまた、市民サービスの向上施策、こういったものも一定の金額は私どもとしてもはじき出してはご ざいます。そのほかに、私どもの念頭にありますのは、今、平成19年度以降に資源物を処理するための新たなリサ イクルプラザができてきます。そういったことに対しても相当大きなお金がかかっていくといったことも、将来性 も加味したということも事実でございます。それともう一つあるのは、これはリサイクルとは関係ございませんけ れども、また新焼却場ができていくことによって、これはまたばく大な経費が市の一般財源から賄われていかなけ ればならない。そういった状況があるということもやはりもちろん念頭にあったわけでございます。ただそれらす べてを、では市民の皆さん方に負担をしていただくかどうかということになりますと、これもやはりまた、いろい ろな議論がありますので、いわゆる関係各都市の中で一般的にとられている有料化の単価、こういったものを参考 にすることが、ごみの減量化に効果があり、市民の皆さん方にも大きな負担にならないのではないか、理解をして もらえるのではないか、こういったことで単価設定を総合的な判断でさせていただいた、こういったことでござい ます。

前田委員

ちょっと確認させていただきます。それで、原価ですが、原油の価格が1バレル当たり45ドルとか、50ドル近く

なるのですけれども、40ドルちょっとで今落ち着いているようですけれども、この高値で推移している原油が、このごみ袋に与える影響、作成費等々に与える影響というものは、現時点でけっこうですから、あるのかないのかを含めて、見解をお聞かせください。

(環境)間渕主幹

ポリエチレンの袋の原料となりますナフサの高騰につきましては、私どももたいへん危ぐしているところでございまして、ただし今回の補正予算上で算出しております袋の単価については、現況の市況というものを参考見積りとしてとりながら押さえておりますので、今回の費用としては現況押さえているとおりでございますが、ただ今後、ナフサの高騰がまだ続くやに聞いておりますので、今後はそれらに関心を持ちながら、今後の事務処理に当たっていきたいと思ってございます。

前田委員

関心を持ちながらということで、関心の度を超えると、値上げもあるのかなということなのですね。いかがですか。

(環境)間渕主幹

関心ということは、私どもがごみ袋を製作する上での作成単価の部分での関心ということで、現時点ではそれを ごみ処理手数料収入の単価の方にかぶせるということでは考えてございません。

前田委員

はい、わかりました。

まだ何点か質問があるのですけれども、次へ進みます。それで、たいへん失礼な言い方になりますけれども、なかなか市民が理解していない、「いない」という言葉をあまり使いたくないのですけれども、そのような価格設定ということを知っている方もおられます。そういったことで、市民の理解を得られますように、今後、広報おたる、回覧板等々、当然使っていくのだろうと思いますけれども、いま一度、もうちょっとそういうことがあるのかということをとらえてもらいまして、もう一度市民への理解を徹底していただきたいと、このように思います。よろしいですか。

(環境)間渕主幹

ただいまご指摘がありましたとおり、今後、説明会またいろいろな広報、それから各周知物、チラシまたポスター等を使いながら、皆様のご理解をいただき、また、周知できるよう図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

前田委員

高等看護学院について

新病院に関連して、お尋ねいたします。新病院の基本計画が策定されました。建設場所も量徳小学校跡地を含め 2 か所に絞られました。基本計画の見直しが行われているとのことでありますので、現時点での議論の状況について、まずお聞かせください。

(総務)市立病院新築準備室長

新病院の精査・検討を今、作業をしております。これは9月中にまとめるということで、今、やっておりますけれども、規模・機能面といいますと、全体の床面積あるいは1床当たりの面積、それからあと情報システム関係について、これも当初基本構想で計画した時点とだいぶ年数がたっていますので、その辺がかなり価格が下がっているというようなことで、この辺も金額的に見直しをする必要があると。それから、医療機器につきましても、これは開院当初できるだけ導入の費用を抑えるために、その辺も導入の仕方等について検討をしております。それから、あと高等看護学院の在り方等、それから検討の項目としては診療科などについても検討をしております。先ほど申し上げましたように、9月中にまとめて、10月中に一回道に報告をしてということで、現在、鋭意作業を進めてい

るところでございます。

前田委員

そこで、聞こうと思っていた高等看護学院という答弁が出てきましたが、それでこの小樽病院高等看護学院の設立目的とこの経緯をちょっとお聞かせ願います。

(樽病)事務局長

現在の形の高等看護学院は、昭和43年度から第1期生が入っておりまして、今に引き続いておりますけれども、まさに設立目的は、法に基づく看護師、特に高等看護学院ですから、正看護師を養成する施設として市立小樽病院に設置したということでございます。それと、条例の中にもありますけれども、市立病院の看護師の確保ということは、一つの大きな目的でもあったというふうには思います。

前田委員

看護学院の卒業生の就職先地の過去と現在、これについてわかっていれば教えてください。

(樽病) 事務局長

過去の43年度に入った生徒は46年に初めて卒業しているということですから、その何年かを説明いたしますと、第1期生、これは46年卒業ですけれども、卒業者数が30人いまして、この年は市立小樽病院に26人入っております。47年卒は、28人卒業して、当時静和病院もありましたので、合わせて2医療機関、これは28名のうち9名。それから、48年卒でいいますと、27人卒業したうち9人が市立病院に入っているということでございます。それと、最近の状況を申し上げますと、この3月に卒業した生徒が32名おりまして、13名が小樽市内ということで、そのうち市立病院が9名です。その前の去年の卒業生で見ますと、28名卒業しまして、そのうち6名が市内でして、6名のうち3名が市立病院です。もう一年申し上げますと、14年卒ですけれども、33人卒業しまして、市立病院に入ったのが8名でございます。

前田委員

この30名前後の方が毎年入学されているわけですが、これらの生徒の1人当たりの入学金と授業料は幾らになるのですか。

(樽病) 総務課長

看護学院の入学金についてですけれども、入学時の納入金については26万円であります。それから、授業料については、月額1万円ということになっております。

前田委員

26万円と1万円、これは他のこういう民間の機関と比較すると、どういう関係にありますか。

(樽病)総務課長

詳しく民間の金額はちょっと承知しておりませんけれども、公立看護学院の場合はたいへん低廉であるということでありますけれども、道内の他の市立看護学院の状況を見ますと、だいたい授業料は1万円から1万5,000円の間に多く集中しているというふうに聞いてございます。

前田委員

それで、この学院、学院長以下、教職員数は何名ですか。

(樽病)総務課長

学院長につきましては、市立病院の院長が兼任してございますけれども、以下教務主幹が1名、教務主事が1名、 それから主任専任教員が4名で、専任教員が2名となっております。合計で8名でございます。

前田委員

合計が8名で、よろしいですか。

(樽病) 総務課長

学院長を除きまして、教務主幹以下8名の教員で運営してございます。

前田委員

これは、先ほど入学金26万円、月謝1万円ということで、生徒数を掛けると収入がわかるわけですが、この年間収入と学院長、教官の人件費を含めた総予算、収支について、これは年間収入と年間予算はどうなるのですか。

(樽病) 事務局長

15年度でいいますと、費用で8,000万円ほどです。それで、収益の方で約1,430万円、交付税が措置されて、交付税が約6,970万円、ですから交付税が措置されている部分を入れますと、毎年収支がだいたいとんとんでとれているということでございます。

前田委員

ということは、収支がとれて赤字ではないということですか。

(樽病)事務局長

ほぼ収支はとれていて、逆に前の年、その前の年を見てみますと、100万円から200万円、逆に収入の方が多くなっているという年もあります。

前田委員

先ほどの方に戻るのですけれども、見直しの議論がされている、この中の一つに高等看護学院の問題もあるというふうに先ほど答弁されていました。この高等看護学院に関する見直しは、どのような内容を含めて検討されているのか。

(総務)市立病院新築準備室長

高等看護学院の見直しの件でございますけれども、これにつきましては、高等看護学院というのは現在3年制で専門学校的な位置づけがございます。これが最近の流れとしましては、短大若しくは4年制の大学への移行が大きな流れとなっております。そういった中で、今度の新築の中に、今の3年制の形で施設規模をつくっていいものかどうか、これが何年かすると、4年制大学が主流になった場合、廃校とかというふうになった場合に、せっかく新築しても、相当かかるわけですから、それが無駄になることもありうるわけです。ですから、そういうことを考えた場合、果たして新築の建物の中に併設していいものかどうか。建物として新築に入れないで、ほかの建物に入れるということも考えていいのではないかというような視点で、今、検討しているところでございます。

前田委員

ということは、3年制、これから流れを考えると4年制に変更していくべきではないのか、そのようなことを踏まえて議論されているのだとなると、別枠でそうしたら4年制大学に昇格させるべきではないのかというそういう前向きな考え方を持ってそういう議論をされているのかということをお聞きします。

(樽病) 事務局長

今の検討している内容につきましては、市立の大学を抱えるという考え方は、今は持っておりません。その検討をしている内容をもう少し具体的に言いますと、これから新しい病院を建てると、起債でいえば30年償還ですから、もっと建物がもっていく、そういった中で、先ほど室長が言ったように、看護師養成コースの高学歴化というのは、これは明らかに今進んできています。そういった中では、その高学歴化が進んでいって、短大、大学が主流になってきたときに、果たして今の高等看護学院の形で存続していけるのか、生徒が来るのかという問題もやはり考えなければならない。そういった意味では、今の新しい病院の中に、今の形の高等看護学院の施設機能を有するのが、将来をにらんだときにいいのかどうか、その辺の検討を今しているということでございます。

前田委員

ということは、引く場合もありうるととらえてよろしいのですか。

(樽病) 事務局長

その我々の前提をちょっと申さなかったのですけれども、将来的にはそういうふうな短大、大学なりの高学歴化というのはどんどん進んでいくだろうということは、今、申したとおりなのですけれども、その前提としては、この高等看護学院というのは市立病院の看護師不足にも非常に貢献しているという事実もありますので、当面は今の形で存続はしていかなければならないと、それは大前提でございます。

前田委員

わかりました。

ところで、新病院の基本計画には高等看護学院が併設されると、こういう計画なのですが、それでこの学院を併設するに当たり、設備費を含めた建設費というのは幾らぐらいになるととらえていますか。

(総務)市立病院新築準備室長

今の基本構想の段階では、平方メートル単価での計算をしておりますので、基本構想の中の平面図の中で占める 高等看護学院の面積に対する割合ということになりますので、概算でございますけれども、 7 億円ぐらいでないか というふうに見ております。

前田委員

7億円。本体は幾らでしたか。

(総務)市立病院新築準備室長

建設工事費では基本構想の250億円という事業費が出ておりますけれども、この中での建設工事費としては181億5,000万円ぐらいということでございます。

前田委員

わかりました。 7 億円ということで、比較するとそんなに数字的には大きな金額にはならないのかなと思いますけれども、いろいろと先ほどのそういう説明もありましたけれども、私もとらえ方を 2 点ほどもっているのです。この必要性の問題と建設費の関係、これを聞いてみたいということで質問しているわけです。そういったことで、金額的には二百数十億円の話の中の 7 億円ですから、本当にわずか数パーセントの話になりますけれども、お金の関係につきましては、お聞きしましたのでわかりました。

それで、もう一度改めて聞きますけれども、これは議論があるということでありますけれども、先が、時間がないのですよね。5年、10年先という話ではなくて、もう本当に数年先、計画的にはもう今年じゅうなのか、来年じゅうなのか、決めていかなければならない。今、9月には出すという、実際の話として。これはもう一度改めて聞きますけれども、この高等看護学院の併設の必要性、これについてもう一回お聞きします。

(樽病) 事務局長

現在は併設しているということは事実ですけれども、他都市の市立病院で高等看護学院を抱えているところの状況を見ますと、必ずしも併設しているところばかりではなくて、敷地内というか、ある程度病院と近いところに建てているという例はけっこう多いのです。そういった意味では、具体的に併設するメリットとすれば、例えば私どもの医師なり看護師が講師として相当数が年間やっています。そういった中では、そういう意味で併設することの利便性というものは確かにあろうかと思いますけれども、私としては必ずしも併設をしなければならないというふうには思っておりません。

前田委員

必ずしも併設しなければならないと思っていないという。それで、少し話の視点を変えるのですけれども、これらの小樽市の高等看護学院を民間委託という手法というか、そういう考え方はとれないものですかね、これはどうですか。

(樽病) 事務局長

全くとれないということはないと思います。というのは、道内にも公的病院は多いですけれども、高等看護学院 も運営しているところというのはありますから。ただ、やはりこれはしっかりした受皿がなければ、簡単にこれを 委託にして、適切な運営ができるかというのはなかなか難しい事業ではないかというふうに思います。全く民間委 託というのは適しないということはなくて、やはり委託するとすれば相当な信用力なり、それから力のある受皿が 必要だというふうに思います。

前田委員

まだ聞きたいこともあるのですけれども、別の機会にします。

今日、助役に来ていただいております。今、議論をお聞きになっていたと思います。私は、いろいろな見方もあるのでしょうけれども、市立小樽病院高等看護学院、今、局長もそういう考え方は必ずしもという答弁もあったところなのですけれども、私は民間にできるものは民間にということで、市長もそれを標榜しておりますので、だから民間委託はどうだということをお尋ねしたのですけれども、他都市では、小さいまちではそういう養成施設を持たないで、補助金というのか、こういったものを募って出して、地元のそういう若い人を他の機関にお願いして養成して、また、地元で働いてもらう、こういうような手法をとっているところもあるように聞いています。道内でです。そういうことも含めて、やはりいろいろと行政のスリム化ということも含めて、民間にできることは民間に、そういう点を含めて考えていくと、併設をしないで、違うこういう機関にお任せする、民間にお任せする、また、いろいろな手法もあるだろうと思います。こういった考え方を私は持っています。そういったことで、助役に来ていただいておりますのでお尋ねしますが、なかなか難しい問題だろうと思いますが、併設も含めて高等看護学院の今後の在り方について見解をお伺いします。

助役

今、いろいろ議論経過がございましたけれども、基本的にやはり民間、経営主体の問題も一つあると思うのです。ですから、市立小樽病院が経営していくのがいいのか、ほかのところが経営していくのかという問題、それから委託の問題、それと市立小樽病院が経営する場合に併設でいくのか、別の施設としてやっていくのかという問題がありまして、これらをいろいろ協議・検討しているという経過でございます。いずれにしても、先ほども話しましたように、併設した場合、7億円の初期投資がかかると、これは決して小さな額ではないというふうに私どもは認識していまして、できうれば併設でない別な建物なりを、これは物理的な問題がありますけれども、そういうことも視野に入れて、今、検討していますので、9月に出てくる報告書がそういう形で出てくるかどうかは別ですけれども、今、前田委員もおっしゃったような近い将来、きちんとそういう対応もできるようなそんなことも視野に入れて、この高等看護学院の運営というものを検討していなければならないと、こんなふうに思っております。

吹田委員

MRIの導入について

議案第6号で、病院事業会計の補正予算というのが出ておりました。これでは、市立小樽病院の方にMRIを導入という形で、その本体でなくて、施設の整備ということでありましたけれども、この市立小樽病院においてMRIをこの時期にどうしても導入する根拠、この経緯について、ちょっとお話していただきたい思います。

(樽病)事務局長

MRI自体、現在はある意味では標準的な機器にもう既になっているということが一つあります。市内には、12の医療機関でもう既にMRIは導入しております。そういった中で、市立小樽病院、ご存じのように第二病院もあるのですけれども、第二病院につきましては、更新を12年にやっておりまして、既にもうMRIは導入しております。そういった中で、二つの病院を抱えていて、同時期にMRIを2台購入して、それを償還は4年ですけれども、

起債を起こして4年で償還していくと、これは単年度の財政負担も非常に多くなるという中で、なかなか市立小樽病院にMRIを導入するということができなかった。それともう一つは、価格面でいいますと、12年度に更新したときは、本体価格が1億5,000万円だったものが、現在では私ども今予定しているのは、本体では1億円に価格も下がっているという中で、採算もとれるだろうというふうに見込めたものですから、そういったことの理由によりまして、MRIを市立小樽病院に導入するというふうに判断したものでございます。

委員長

途中ですが、助役は退席されてけっこうでございます。

(助役退席)

吹田委員

MRIだけではないのですけれども、市立小樽病院にそういう機器のないことがあって、患者がほかの病院での検査とか、そういうことが行われている中で、そこで現状について、MRIを含めましてご意見がありましたら、お聞きしたいと思います。

(樽病) 総務課長

現在のMRIの必要な患者の部分ですけれども、ニーズにつきましては多少幅がありますけれども、ならしますとだいたい1日に5人から8人ぐらいあるというふうに聞いております。このほとんどは、向かいの協会病院の方へお願いをしていると、そういう状況にございます。

吹田委員

今、お聞きした中で、MRIがもう基本的には普通の機器だということでございますので、購入の段階でもたいへん今までよりは安く購入されるということをお聞きしておりますけれども、私は実際に購入した場合には、常に採算性というものを問われるのかなと、こう思っておりまして、この辺については、今、所管の方からそういう部分も含めて進めるということでございました。そちらの方では今何件かのそういうかたちで入院患者が、又は外来の方々がほかの病院に行ってというのがあるとか、私の方でも老人の方々からいろいろとお聞きすると、どうしてもほかの病院に行って検査して、また戻ってきてと、こういう大変なことがある、非常に行われていた、住民がたいへん困っているという話を聞きまして、この辺につきましては、財政がたいへん厳しい中にありますけれども、そういう患者のために、ある部分は努力されて、こういうことを積極的に行っていただければなと思っていますので、これは意見なのですけれども、これにつきましていろいろ質問させていただきました。よろしくお願いします。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

佐藤委員

ごみの手数料について

ごみの手数料関係について、お聞きします。まず初めに、平成16年度から19年度までの手数料見込みを教えてください。

(環境)管理課長

平成16年度でございますけれども、これは補正額でございます。ごみ処理手数料といたしましては、5,566万円でございます。平成17年度でございますけれども、3億1,293万円です。この部分でございますけれども、これを平成16年度と17年度を合わせまして、3億6,800万円ということで説明させていただいている部分なのですけれども、平成18年度でございますけれども、3億6,214万円です。平成19年度につきましては、3億4,564万円でございます。

佐藤委員

手数料について確認したいのですけれども、当初私が聞いた第2回定例会のときには市民1人平均月200円、そう

いう話だったのですけれども、いかがでしょうか。

(環境)間渕主幹

前回答えたときには、袋も手数料収入ということで3億5,600万円ほど見込んでおりましたものを、そのときには月々は200円、年間でいけば2,400円ということで答えております。今回、ごみ処理券や指定ごみ袋に合わせまして、ごみ処理券の手数料を含めて合わせますと3億6,859万円ということになりますので、これを人口で割りますと、1人当たり年間で端数を入れますと2,547円ぐらい、一月にしますと213円ということになることで考えてございます。

佐藤委員

それで、今の話はそういった形で、道新の16年8月28日の記事で、11月から住民説明会を行って、これで2,500円になったのですね。これは取材を受けて、環境部の方で年間2,500円と言ったのですか。

(環境)間渕主幹

基本的な記者の方への発表につきましては、約2,500円ということで答えてございます。

佐藤委員

さきおとといの斉藤陽一良議員の代表質問で、市長の答弁では、1か月当たりの手数料額は1人世帯で約250円、2人世帯で500円、3人世帯で750円と答えていますけれども、これは年額にすると3,000円なのですけれども、どれが本当なのですか。

(環境)間渕主幹

代表質問のときにございました質問の内容は、何の資源化施策もせず、私どものスタート時としております平成 14年度のごみと資源化量を基に算出していただきたいと、そして最終的な目標年次である平成21年度と比較すると いうことでありましたので、平成14年度でのごみ量についての答弁でございます。

佐藤委員

では、先ほど聞いたのは、手数料は平成18年度がピーク時なのでしょう、3億6,214万円というようなこのピーク 時の手数料というのはどこから出したのですか。

(環境)間渕主幹

私どもは平成17年度をごみ有料化のスタート年といたしまして、基準年と考えてございます。この平成17年度におきまして、3億6,859万円からスタートといたしておりまして、その後はごみ量の減少に合わせて収入が減ってございますので、平準化としては3億6,859万円、ここからスタートしてございます。

佐藤委員

見込みでけっこうですから、平成16年度、17年度、18年度と、ごみの量がどの程度減っていくか、教えていただけますか。

(環境)管理課長

平成16年度でございますけれども、可燃、不燃を合わせまして3万7,000トン、17年度見込みにつきましては3万2,652トン、18年度につきましては3万2,081トンを予定してございます。

佐藤委員

これは17年度と18年度、ほとんどあまり減っていませんね。600トン切っている、このぐらいであとは推移していくということで見込んでいるのですか。

(環境)間渕主幹

平成17年度と平成18年度のごみ量でございますけれども、これはもう一度言いますと、可燃・不燃だけでいきますと、可燃が2万6,406トンが2万5,843トン、不燃が6,246トンが6,238トンになって、その辺の差についてでございますけれども、これは19年度に大きくまた次の資源化施策を考えてございますので、17年度、18年度におきましては、資源化施策も変わってございませんから、この辺は、人口減とまた17年度で発生抑制が働いた分が18年度も

引き続くということで、18年度はさほど大きい変化にはなってございません。

佐藤委員

16年度から17年度までで5,000トン減るということになっていますけれども、本当に減ると思いますか。

(環境)間渕主幹

有料化によりますごみの発生抑制、それから資源化施策等によって減るものと考えてございます。

佐藤委員

いわゆる17年度と18年度の月額1人当たりのごみ手数料を幾らと見ているのですか。

(環境)管理課長

1人当たりでございますけれども、およそ2,520円、さほど変わってございません。17年度、18年度は2,520円となってございます。

佐藤委員

今、月額を聞いたのです。

(環境)管理課長

申しわけありません。端数は整理してしまっているのですけれども、17年度と18年度は210円というふうに考えて ございます。

佐藤委員

おとといの人口で割り返したら、平成17年度は月額179円、18年度は207円、19年度は197円、そういうことになっているのです。

(環境)管理課長

17年度は、私ども大変だったのですけれども、恐らく委員の方では3億1,200万円の数字で押さえていると思うのですけれども、私の方は先ほど間渕主幹の方から説明したとおり、基本的に3億6,800万円という部分を通年というふうに考えてございまして、16年度の歳入と17年度入ってくる分を合算しまして、3億6,800万円で計算して、先ほど言った月210円ということで答えたものですから、その辺の違いでございます。

佐藤委員

細かいのはいいのです。だいたいあなた方が見積もっているのは200円なのです。でも、現実的には今の量でいくと250円かかるだろうという平成14年ベースですよ。それを一生懸命減量化していけば、年間で600円ぐらいは減るのではないかという見積りです。そんなに減りますか。何パーセントになるの。これは何パーセント減ることになるの。ごみの量とそれから金額に掛けて。

(環境)間渕主幹

14年度のごみ量でいきますと、一月1人当たり約250円でございますので、それが210円になることから、16パーセント価格の上では下がることになるかと思います。

佐藤委員

では、もう少しわかりやすくしましょう。250円の根拠とは何ですか。

(環境)間渕主幹

先ほど17年度をスタート時といたしまして、3億6,859万円という収入を見込んでございますが、ここにおけるごみ量とそれと14年度のごみ量を比較して、14年度のごみ量ですと収入が多くなりますので、この部分で17年度を基準に14年度、17年度のごみ量を比較した上で、出してございます。

佐藤委員

全くわからないけれども、ごみ量はトン、重量ですね。それを容積、リットルに還元するときの換算率は幾らを 使っていますか。

(環境)間渕主幹

ごみの換算率でございますが、これは通常、品目ごとにそれぞれ換算率が違います。ですから、それぞれの含まれるごみ量の質におきまして、それぞれに換算率を出さなければならないわけですが、今回のこのごみの単価設定に当たりましては、このごみ量とごみの容量との比較では計算してございませんから、ごみの容量としては出しておりませんので、この辺の答弁はできないかと思います。

佐藤委員

この話はおかしいでしょう。釧路市は換算率0.20でしょう。室蘭市は0.15です。帯広市は0.25。それから、函館市は0.29です。全部換算率が出ている。これはすごい差があるのです。本市は換算率は幾らでやったのですかと、換算率も考えていないのですか。

(環境)間渕主幹

通常、私どもがごみの埋立て等で使っております換算率、それらを平均いたしますと、小樽市の換算率というのは先ほど言いましたとおり、それぞれの個別の換算率を当てていくわけですが、17年度においては、換算率といたしましては0.32を使ってございます。

佐藤委員

換算率とは平成15年度のごみ量だとか、そういうものに対して総数でやればいいのです。函館市だってどこだって、みんなそうです。平成15年度のごみ総数は、キログラムに直したら3,725万5,000キログラムです。それをどう換算したかという話です。0.32ということは40リットル袋で何キログラム入るのですか。

(環境)間渕主幹

これらのごみ袋で出すときの私どもの計算でいきますと、10リットル当たり1.75キログラム入るものとして計算 してございますので、40リットルでは6キログラムから7キログラムの間で考えてございます。

佐藤委員

それは違うのではないの。

(環境)間渕主幹

失礼しました。キロリットル1.75キログラムで見てございます。

委員長

間違いありませんか。

(発言する者あり)

委員長

ちょっと待ってくれませんか、計算していますから。

佐藤委員

さっきの率で言うと、12.8キログラムです。あなたが言ったやつを今計算したよ。いわゆる40リットル水を入れれば、40キログラムでしょう。でも、水が入っているわけではないから、残飯が入っているし、ちり紙が入っているし、いろいろなものが入っている。それで、あなたが今言ったのは、40リットルに11.8キログラム入りますと。そう換算したのです。それでいいですか。

(環境)間渕主幹

40リットルの袋に7キログラムということでお答えいたしました。

佐藤委員

では、換算率が違うのでしょう。換算率は幾らになっていますか。キログラムを40で割ればいいのだ。

(環境)間渕主幹

換算率0.175。

佐藤委員

この0.175の根拠を教えてください。

(環境)間渕主幹

この袋についてでありますが、全体のごみ量の 1 人当たりが出すときのごみ量として 1 回当たり1.75キログラム、可燃であれば1.75ということでごみを出すときの 1 人当たりの重量を1.75としております。 そのときに10 リットルを使うということで考えれば、先ほど言った40リットル袋の場合は17.5の 4 倍で 7 キログラム、そのように計算してございます。

佐藤委員

これは小樽市独特なのです。釧路市は40リットルで定量8キログラムです。室蘭市は40リットルで6.3キログラムです。帯広市は40リットルで10キログラムです、どんなごみを出すのだかわからないけれども。本市は40リットルで7キログラム、これははかったのですか。環境部職員の中で、自分のところのごみを1週間2回出すから、40リットル入れて、そして圧縮して一生懸命やってみてはかったという人はいますか。

(環境)間渕主幹

小樽市の出すごみ量が決まってございますのと、小樽市の人口が決まっておりますのと、それから小樽市のごみの出し方が、可燃であれば1週間に2回と、そういうあたりでいけば、必然的に1人当たり1.75という出すごみ量が出るわけでございます。

環境部長

ちょっと数字の取り違いとかいろいろあって、混乱させて申しわけございません。これはデータを見ているわけではないのですけれども、私のこれまでの知識の中では、実はごみ量の比重を調べることはたいへん難しいことなのです。いろいろなことが書かれておりますけれども、全国都市清掃会議の全国的な調査、これは東京都を中心にして行ってございますけれども、だいたいこのおおむね0.15から0.2程度の範囲の中で計算するのが妥当ではないのかと、こういった調査データが出ているというふうに聞いております。そういった意味では、今、間渕主幹が言いましたように、今回私どもが函館市が出している枚数を参考にしながら、小樽市の人口動態、世帯構成を参考にしながら出した枚数を割り戻した中で、基本的に0.175程度という数字が出ておりますので、私どもとしてはこの程度ではないかと考えております。

佐藤委員

けっきょくこうでしょう、0.15と0.2の間の0.175をとったのでしょう。だれも実験なんかしていないでしょう。 私は実験しましたよ。我が家は0.13でした。我が家は、40リットル袋を使っていますから、そこに一生懸命入れたら、0.13。たぶん紙の量が多かったのかなという感じはします。けれども、0.175がそれが本当の数かなんていうことはわからないわけでしょう。今日ちょっと提案しますけれども、ここに理事者がいるから、来週の火曜日まで何人かでもいいから、40リットルにふだんのごみを入れてはかってみてください。その平均が幾らになるのか。全く実験もしない、何もしない。これがそう出ていますからということでは、話にならないでしょう。これは1円、2円の世界だとか、リットルの世界が、いわゆる市民からお金をいただくのですから。ただではないのですから。私は平成14年度のごみ量でもってはかってみたら、これがもし減らないでぼんと出したら、収入が4億6,000万円です。だから、この3億6,000万円というのは、いいかげんな数字ではないかなと思っているのです。1億円も違うのだから。1億円も下がるわけないのです。その分、歳入も違ってくるおそれがありますよ。そうしたら、歳出だってどうするのですか。きちんとはかってやっている。少なくとも環境部は20人ぐらいいるのだから、はかってみたらどうなのですか。いや、一斉に入れてはかられたら困るけれども。

環境部長

ご指摘でございますけれども、今、私どもが例えば短期間のうちにやったからといって、その数字がまた間違い

ない数字であるか、妥当であるといったことにならないと、私は思っております。また、ごみについては、各世帯ごとによってもごみ質も違っておりますし、また、季節の変動によっても出すごみの量というのもまた違ってくるし、さらに今あるごみのどこでやるのか、あるいは平成17年度に資源物分別収集をやったときのごみ組成がどのようになっているのか、そういったことによって、また比重というのはいろいろな変化をしてくるのではないかなというふうに思っています。そういった意味では、私どもとしては、今言いましたように、0.15から0.2前後の中で、いわゆる平均的な数字を採用することがあるいはまた結果としてそのような数字であることがまず基本ではないかなというふうに考えます。

確かにご指摘のように、実際このごみの排出がこのことによってどうなのか、私どもとしては確かにある程度いるいるな他都市の事例を見ております。ご指摘のように、歳入も大きく減る、そういった可能性はあるかもわかりません。こういった考え方で、基本的には進めさせていただきたいというふうに思います。

佐藤委員

進めさせていただきたいというのなら、きちんとしたなるべく近い数字を出してもらいたいです。説明会をこれから200回ぐらい開くと。今までの説明会の中で、ごみの料金はどういうふうに説明したのですか、教えてください。

(環境)間渕主幹

ごみ処理手数料の単価の設定につきましては、先ほど他の委員からの質問にも既に答えましたとおり、まず目的を述べまして、ごみ減量化が目的であると、資源化が目的であると、それから市民参加・協働、そういう目的を理解していただいた上で、小樽市においては、他都市の手数料を考慮したもの、そしてまた、皆様の負担にならないよう、その減量効果が進むよう、そういうものの中で私たちは2円程度ということで判断いたした。その中でこのことを説明してございます。

佐藤委員

どういう説明をしたかわからないけれども、2円だけがすごく浸透しているのですよ。単価リットル2円。袋10枚入っていて80円で売っているというのは800円になるのですと言ったら、びっくりするのです。なるのでしょう。10枚綴りの800円、そういう説明をしていますか。それとも1年2,500円かかって4人家族で年間1万円以上かかりますよと説明したのですか、ちょっと教えてください。

(環境)間渕主幹

先ほど来の委員のご質問には、14年度のごみ量を想定してのご質問が多いかと思いますけれども、私どもの今回の説明の中では、資源化においては、拡大の施策をとってまいりますし、また、それぞれのさまざまな発生抑制等、減量施策をとっているわけです。その上において減ったごみ量についての説明でございますので、私どもの説明としては、先ほども言いましたとおり、1人当たりで月200円程度、年間でいけば2,400円ということです。また、2人世帯であればそれが400円、年間でいけば4,800円と、そのように減量化されて、また、資源化に努めた後の一つのめどということを示してございます。

佐藤委員

総務部に聞きますけれども、小樽市の人口と国勢調査の数、これはどちらが本当でしょうか。平成12年度の国勢調査で、小樽市の総人口、発表されたのは15万1,715名、国勢調査では15万687名、1,000ちょっと違うのだけれども、どちらが本当の数なのかということを教えてください。

総務部次長

国勢調査の方は、実際にそこに住んでいるかどうかというところに着目した調査ということでありますので、人口の方は、住民登録数によって出しておりますので、その辺で誤差が出てくるということになります。

佐藤委員

実際住んでいる人は、国勢調査といったら1,000人違う。だって、約6.5パーセント違います。それは、そうした

らごみの中に上積みされるのですね。

委員長

どなたが答弁されますか。

(環境)間渕主幹

他都市においてもそうでありますけれども、広域におけるごみ量についてもそうでありますが、私どもにおきましては、各年の住民基本台帳上の数字を基にいたしまして、世帯数も、それを基本にいたしまして計算してございますので、国勢調査ですとか、又は実態調査に基づいた中ではなくても、これは一つの手法として現状の出ております住民基本票台帳のデータを使って出したところでございます。

佐藤委員

データを使ったから、実際と異なってもいいのだという話でしょう。実際とは異なりますよ。割り返して月200円なんて、そんなことでおさまらないでしょう。これは、ごみ量が減っていっても200円。このとおり減らなかったら、負担が多くなるわけでしょう。220円、230円になるかもしれない。あるいは国勢調査の結果と人口の数が違うのだから、それから計算されると250円が260円になるかもしれない。この辺が、すごくあいまいなのです。

リサイクルプラザの負担金について

次の質問をしますけれども、リサイクル施設の負担金、リサイクル施設建設分、16年度から19年度まで教えてください。

(環境)管理課長

リサイクルプラザの施設建設分の負担金でございますけれども、平成16年度分といたしましては5,800万円、17年度につきましては7,650万円、18年度につきましては6,200万円、19年度につきましては2,800万円を予定してございます。

佐藤委員

19年度以降はもうけた数を入れるということで、いいのですか。

(環境)管理課長

ちょっと今の部分で補足させていただきますけれども、先ほど私が言いましたのは、リサイクルプラザの建設分でございまして、その他にリサイクルプラザの施設維持費分の負担金も平成19年度から入ってくるのですけれども、それが2億1,600万円ございます。今後、その20年度以降の部分ですけれども、その部分についてはシュミレーションはしてございませんけれども、当然ここの中に広域連合負担金の分につきましては、元利償還金の部分が出てきますので、その部分がずっと出ていくということでございます。リサイクルプラザの建設費分の元利償還金が出ていくということになります。

佐藤委員

だいぶ前でしたけれども、いろいろな懇談会をしたときに、建設部分が入るなんてことは全く話に出ていなくて、 今回初めてぽんと出てきたのだけれども、いつからこういうふうになったのですか。

環境部長

これは、お話として果たしてかみ合うのかどうかということは私はわかりませんけれども、この有料化の経費を何に充当するのかということの前提の中で、基本的なものは私としてもこの直接経費だとか、あるいは資源物の収集拡大だとか、それから市民サービスの向上施策だとか、そういったものに充てるということを考えておりますけれども、ただその中でもさらにまた残余が出た場合、これは前の基本的な考え方の中でも、主に資源物の収集拡大とか、市民サービスの経費に充てるということを言っておりますので、この趣旨といいますのは、仮に残余が出た場合にどういった経費に充てることが考えられるのかと、こういった観点の中で、例えば現行のリサイクル経費だとか、それから現実に資源物収集の拡大をしていくということになりますと、当然そのリサイクルにされたものを

処理していかなければならないものですから、そういった処理施設をつくる経費だとか、維持管理費、こういったものにも当然充てていくべきではないのか。こういったような考え方が一つあった中で、こういった話が出てきている。

ただ、私どもといたしましては、ごみの処理費用といいますのは、資源物収集を拡大しようということは、ごみの処理経費全体の割当てになってくる、処理システム全体にも影響していくわけですから、単にこういった経費だけにとどまらず、今後、清掃費の事業費が増大をしてくるので、そういったことも考慮するなら、こういう経費の使途について考えていきたいと、このように考えております。

佐藤委員

その根底にある考え方というのは、他都市と同じように、他都市の多くがやっている2円、そこから決まって演えき的に物事を考えているといえる。まず2円だよと。それで、これとこれとこれと、こう当てはめていって、余ったやつはどこにやろうかという話でしょう。これからまだまだ売上げが上がっていって、上がったらまた違うところへ入れますよという話だから。ごみの負担を幾らにしていただこうか、どこまで市民にごみの負担をしていただこうかというところから始まっていない。普通は帰納的な方法をとりますよ。小樽市民の方々にリサイクル施設の建設分だけ負担していただこうかとか、あるいはどうしても手数料分だけにしていただこうかと、それを割り返して幾らにしたらいいかという考え方をするのが普通だけれども、私たちはいわゆる2円を中心にして、14市中9市か8市がやっていますから、それを中心にして、そこから物事を考えていくからこんなことになる。我が党としては、代表質問したときに、1円80銭はどうなのだと、1円50銭ならどうなのだという話を何回もしているわけでしょう。でも、2円は動きませんよという話をしているのだから。

先ほど自民党からも出ました。 2 円の根拠は何だと。前は減量化と言った。でも、代表質問では、市長は減量化とは関係ないと言っているのです。残っているのは、他都市と同じ 2 円にしますということなのです。そういうことではないですか。

環境部長

先ほどの前田委員のご質問にも私も答えておりますけれども、今、小樽市ではごみ処理にたいへん大きなお金がかかっています。それから有料化に伴ってさまざまな市民サービスの向上や資源物の拡大施策、減量化施策というのにも、これは大変なお金がかかっていく、こういったことが言えると思います。それらの経費全体に何パーセント取るのが妥当なのかどうなのかといったときには、当然さまざまな議論が出てきますでしょうし、ではこの2円ではなくてもっと取るべきだと、こういったような議論も出てくるかもわかりません。かかってくる費用に対する基本的な受益者負担ということを考えればです。しかし、現実にそれは私どもとして総合的に考えた場合に、市民負担がたいへん大きくなっていくのだろうということを考えていったときには、私が先ほど言いましたように、やはり他都市の事例を参考にいたしまして、おのずからこのごみ袋の単価は一定の幅なり限界なりというものは、私は存在するであろうということで考えております。そういった意味で、私どもとしてもこの前、10万以上都市の中では釧路市であれば2円50銭、帯広市であれば3円という、非常に高い価格もございますけれども、やはりこの10万以上都市が採用している単価に倣うことが基本的には市民の皆様方全体の理解も得やすいのではないかなということでございます。

それから、そういったお金が余ったから何かと、ここに使うと、こういう考え方ということでございますけれども、ご存じのように、今、私どもとしては平成16年度から北しりべし廃棄物処理広域連合の方でごみの焼却施設なり、あるいはリサイクル施設の建設事業に現実に着手をしていくのだと。この市の財政状況というものも大変な中で、たいへん大きな負担を与えるのでないのかなということを私は思っております。ご存じのように、平成19年度に供用開始していく中では、さらに大きな財政負担が伴ってくる。そういった中で、では何でもそういう大きな財政負担に与える費用がいいのかというと、私どもはそうは思っておりませんで、せめてこの資源物収集拡大をする

ことに伴って出てくる、例えばリサイクル施設の建設だとか、リサイクル施設の管理運営費、先ほど課長からも約2億3,000万円くらいかかるのでないかなという話をさせていただいておりますけれども、そういったものに役立てる部分に市民の方々のご理解を得たいと、それが私どもの見解でございます。

佐藤委員

私たちが市民から責められるのは、分別して有料化したって捨てるところは一緒ではないかと。焼却場もできていないでしょう、リサイクルプラザができていないのではないですかと。桃内の同じところに埋めて、何で金を取られるのですかという話です。そこをどう説明していくのですか。

環境部長

まず一つ、私どもの考え方をお伝えしたいと思いますが、先ほど40リットルの袋が80円が800円になるというお話でございますが、私どもが実は住民懇話会の中でも説明しておりますのは、今は40リットルの袋を使っている家庭がたくさんある。しかし、現実にその袋というのは皆様方は相当余して使っているでしょう。それから、今、私どもはこれから平成17年度にやろうとしているのは、容量が多い廃プラスチック類を資源物として収集しよう。それから、例えば紙製の容器包装、これも非常に多い。菓子箱だとか、いろいろなものを買ったときに出る、これも資源物になるのですよ。こういったことを考えたときに、皆さん方は有料化になったときに、40リットルの袋を使いますかと。実際にはもっと小さい袋を使うよう努力しますよねと、こういった話の中で、あの中で奥さんたちもたくさん見えておりましたけれども、やはりうなずいている姿を私は見てございます。そういったことに伴って、資源物の拡大をする、ああ、これからプラスチックやトレイをごみとして出さなくていいのだなと、こういったことで、非常に皆さん方の理解が私は深まってきたのではないかというふうには思います。

それから、集めたものをどのみち桃内に持っていくのだということでございますけれども、私どもが今ここで資源物収集拡大関係経費の中で、いろいろ金額が出ております。確かに、今、廃プラスチックを資源化処理するための施設は小樽市にございません。しかし、前からも説明しておりますように、資源物で集めたものは、ほとんどできるだけ資源化していこうという考え方でございますので、今ある民間事業者数社が持っております、これは事業系の廃プラスチックを処理するためにつくった施設でございますけれども、聞くところによりますと、まだその稼働力に若干の余裕があると。それを使って民間業者に委託をしながら、とにかくその資源物を収集してやろうと、処理をしていく、集荷していくということがありますので、何も同じ処理をするのではなくて、そういったことにかかわる経費というものも当然必要経費として見ているわけでございます

佐藤委員

まだまだ質問があるのだけれども、皆さんとしてはできたら払いますよと、できてからにしてくださいという話が多いのです。どういう話をしてにこにこしているのかわからないけれども、1年間4人家族で1万円以上かかりますよとか、はっきりした話をしたら、にこにこしませんよ。

リサイクルプラザの事業費の内訳について

次、聞きます。リサイクルプラザの建設費、国庫補助金、地方債、一般財源を示してください。

(環境)管理課長

事業費になりますけれども、21億2,000万円程度ですので、それに対して国庫補助でありますけれども、5億1,800万円、地方債でありますけれども、14億3,400万円、一般財源といたしましては1億6,800万円を予定してございます。

佐藤委員

当初は36億円の予算だったけれども、21億円で終わったのですね。21億円のうちの25パーセントが国庫補助対象ですね。それから、地方債は21億円のうちの残った75パーセントのうちの90パーセント、補助対象外の75パーセント、これが目いっぱい借りられる額ですね。一般財源として1億6,798万円と。こちらの方のリサイクルプラザ、先

ほど言ってもらったのですけれども、一般財源というのは建設時から3年間で払わなければいけないわけでしょう。5,800万円、7,650万円、6,200万円、足すと幾らになるかというと、1億8,000万円ぐらいになるのではないのか。一般財源分を超すのだけれども、これはどうなっているのですか。

(環境)管理課長

建設分の一般財源といたしましては、トータルで1億6,800万円でございまして、先ほどの16年度の5,800万円は一般財源なのですけれども、17年度につきましては、7,650万円という中には起債の利子償還分が入っていまして、それを差し引きますと建設分の一般財源は6,720万円ということになります。それと18年度につきましては、6,200万円と言いましたけれども、その部分の内訳につきまして、建設部分の一般財源が4,250万円で起債の償還部分が1,950万円です。

佐藤委員

先ほどの数字だけれども、一般財源は1億6,800万円と言ったけれども、小樽市分は1億6,477万円ではないのか。 環境部長

リサイクルプラザにつきましては、1億6,477万円5,000円となります。

佐藤委員

びっくりしたのだけれども、一般財源のほかに、余ったから地方債にまで回しましょうという話でしょう。そういうことですね。国庫補助金は出てくる、一般財源からではなくて、ごみの方から地方債まで借金の支払にして使う。これはずっと出てくるお金だから、それはずっと地方債に回すのですね。余ったら、地方債に回すのですか。

環境部長

今、私どもがここでお示しした一つの基本的な考え方の中で言う数字は、いわゆる建物といいますのは、減価償却を通常見ていくわけでございます。その時々の負担金と地方債の利子分を合わせて見ていく。しかし、私どもの今の試算の中では、平成19年度以降、このリサイクルプラザが稼働していく中では、ほとんど建設費の償還分だとかに充てるのではなくて、この維持管理をしていく場合、これだけでも相当な大きなものになりますので、有料化に伴った直接経費や資源物収集拡大経費のほかに、むしろそういう維持管理経費に充てることでその前の有料化の数字自体も歳入に足りないぐらいの経費となるのではないのかというふうに考えております。

佐藤委員

聖域がないのだね。財政部、これによって財政的にどのぐらいの効果が上がるのですか、ずっとやっていって。 たしかこれは15年償還かい。このほかに、このごみ行政というのはずっと流れていくのだけれども。20年、30年単位で、どのぐらいの効果が上がりますか。

(財政)財政課長

財政的な効果ということで言いますと、現在もごみ処理費がかかっておりまして、直接、今かかる経費が安くいくと、今収入で入る、この差額の1億円ぐらいは、結果としては今かかっているごみ処理費の一般財源を少なくできる。これから増えていくリサイクルの経費、そういうものに充てていけることになると、そういうことです。

佐藤委員

財政の立て直しというか、そういうことに役立てていこうという発想があるのですね。これは市長も環境部長も 財政部長も考えた方が一緒だと、そう思っていいのですか。

財政部長

結果として、そういうふうな言葉になることになるのかもしれませんけれども、今、環境部で申し上げましたように、これから19年度以降は、この維持管理経費だとかというものは毎年ずっと続いていくわけです。そうしますと、ではその分をどうするかという問題があります。今の問題がなくても。結果的にはそれは小樽市の負担分、リサイクルプラザについてはほとんどが小樽市の負担ですから、それを小樽市が負担する上では、小樽市の会計の中

の一般財源を充てていかざるをえないという、そういうことになるわけでございますから、これはもういろいろご 意見があるかもしれませんけれども、私どもとしてはそういう形でもって負担金の充当は当然していかなければな らないというふうには考えております。

佐藤委員

この事業をやるために、2億5,000万円ぐらいかかっている。これは収支計算が合わない話だな。そうでしょう。 リサイクルプラザをつくるのはいいと思いますよ。けれども、民間で今やっている、民間でもリサイクルをやりま しょうという形だったから、プラザをつくらなければ、本当はその分はかからないわけでしょう。けれども、私は この表を見ていて思うのだけれども、すごい無駄をするのだよね。こんなことをやっていいのかと。指導員体制の 強化で5,700万円、不法投棄対策で420万円、いわゆる収集運搬処理でもって300万円、ここのその他の経費だけでも って6,000万円以上かかる。これで不法投棄対策はできるのですか。いまだかつて不法投棄対策、今までいるのだけ れども、だれか挙げたり、法律に照らしてここだと言って警察に訴えたり、処分した例はあるのですか。

(環境)管理課長

原野の監視パトロール車で、3年前が8名、犯人といいますか、投棄したものを特定しまして回収させてございます。2年前では4名を同じようにしていまして、昨年は2名の犯人を特定しまして、その方に回収させております。ただ、現実、不法投棄された方ですから、悪いといったら悪いのですけれども、悪質ではないということで、警察の方には話はしなかったところです。

佐藤委員

6,510万円の内訳といいますか、人員はどうするのか、あるいは車両などにかかる経費の内訳を教えてください。

(環境)管理課長

指導員の体制の部分でしょうか。

佐藤委員

全部含めて。この指導員も含めて、パトロール強化、収集運搬処理、指導員体制。

(環境)管理課長

まず不法投棄対策でございますけれども、監視員を3名から6名、車を1台から2台に増やそうとしているところでございます。収集運搬、不法投棄対策の撤去の関係ですけれども、この辺につきましては、収集は春、秋ですけれども、計画的に20回程度の回収をしたいということで考えてございます。あと直営の収集車両の減になりますけれども、これにつきましては、正規職員を7名、これは事業所の体制関係もございますので、今後、そういう組合交渉の中で変わっていく可能性はあるところでもございますけれども、現在、人数が7名減で見ていまして、また、逆に臨時職員は増加しましょうと、車両を3台減にしましょうということで考えてございます。一方で指導員体制の強化でございますけれども、正職員を6名ほど増やしたいというふうに考えてございます。それは、17年度以降当然予算等をまだやってございませんので、あくまでも17年度の概数でございますけれども、正規職員6名を増加しまして、車両を6台増加したいというふうに考えております。

佐藤委員

例えばこの部分をやめて、その分だけ手数料を安くしては。あまりこんなの増やしたって、何もならないと思うよ。現実的に警察に訴えたこともないのだから。訴えられるなどということないでしょう。もうちょっと何かこれ、本当に何回も言うけれども、2円ありきでもってどんどん予算に含んでいって、ほかの都市はこんなにかかっていないはずですよ。3億6,000万円で2億5,000万円、この有料化に伴う新規拡大経費ですね、こんな話にならないのではないですか。何でこんなにかけるのですか。それならいっそのことやらない方がいいぐらいでしょう。どうもわけがわからないのです。わかるように答えてください。

(環境)管理課長

2億6,000万円の内訳は、およそ半分に当たる部分の資源物の収集拡大経費に回していくと。この部分も、それで6品目を増加するという形の中で、資源物を収集していきましょうと、資源物を増やそうとしております。その他直接経費的な部分としまして、ごみ処理手数料徴収関係経費に1億円ぐらいかかると見て、あと市民サービス向上関係経費も3,600万円程度を確保して、分別ボックスの設置だとか、あと祝日の収集もしましょうということで、そういう部分を考えております。また、この部分にない、今の想定しない中で、今後、例えば説明会等を行った中で、市民サービスの向上施策が市民の側から提案された場合には、そういうものも当然充実させていきたいというふうに考えているところです。

佐藤委員

いわゆるやり方というのはたくさんあったと思うのです。町内会組織などでも、今、資源物収集などをしていますし、かなり一生懸命やっているところもあります。啓蒙の仕方とかやり方によってはいろいろなことがある、これは事業を生み出したために、負担が多くなる。財政部長に聞くけれども、こんなにこの負担を多くしていいのですか。時代に逆行しているのではないですか。職員だとか、委託だとかなんとかって、どんどん増えていくのだけれども。今、削ろう、削ろうとしていた、グループ制をつくったり、年間何人も削っているのに、環境部だけはもう膨らむにいいだけ膨らんでいく、これ、どう思うのですか。

財政部長

お金と人の問題でありますけれども、今のこの有料化に伴うごみの減量化対策というのは、その中でも環境部を原部として、こういった必要性を考えて、それなりに17年度の場合は予想を立てているわけであります。そういった中で、いわゆる収集の問題については、一定程度の段階で、これは民間委託というものは私どもの方針の中にございますから、ですからその間、正職員の生首を切るわけにいかないわけですから、それが人のやりくりの中で指導の体制強化だとかなんかという形の中で、やはり配置してやっていくということで、そういう意味では必ずしも極端に環境部が、金も人も使っているということに当たらないというふうに私は考えております。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時03分 再開 午後 3 時25分

副委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

斎藤(博)委員

それでは、今日は総務部と市民部と環境部に順次お尋ねしたいと思います。

個人情報保護条例について

まず最初に、総務部にお尋ねしたいと思います。

昨年の第2回定例会、第3回定例会の中で、小樽市における個人情報保護条例の見直しについてお尋ねしました。 従来持っている個人情報保護条例が古いといいますか、まだそれこそ税などで電算化された当時のものをベースに しているというふうに聞いているわけなのですけれども、こういう情報社会の中、さらには背番号制などが導入さ れてくる、そういう中で、個人の情報を守るために、小樽市として個人情報保護条例をつくったらいかがでしょう かというような話をさせていただきました。そのときの答弁では、必要性についてはご理解いただいて、関係部局を含めて検討させてくださいと、そういう答弁だったと思います。それからちょうど1年たっているものですから、 進ちょく状況についてお話しいただきたいと思います。

(総務)田中主幹

昨年の第3回定例会以降の状況などについて、説明いたしたいと思います。

まず、昨年12月25日に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、この法律は国の行政機関を対象とするものでございますけれども、その法律の施行期日を定める政令、あとこの法律の施行令、その他関係政令等が公布されております。その後、平成16年4月2日に、閣議決定によりまして、個人情報の保護に関する基本方針という、こういうものが定められております。

本市の取組といたしましては、地方公共団体を対象とした個人情報の保護制度のセミナーがございまして、そういうものに出席したり、7月に道庁で行われました個人情報保護法の説明会がございましたけれども、そういうものにも出席しております。その間、道内の主要都市などの状況ですとか、調査、情報収集、そういうものも行いながら、現段階では総務部内での検討というのを、今、行っているという状況でございます。

斎藤(博)委員

お願いして1年ぐらいたっているわけなのですけれども、やはりこういう時代に求められている個人情報保護というのは、一方で情報公開という、ある意味で相反するような流れの中で、個人のプライバシーを守らなければならないというような部分、それから安全性を求められていると思うのですけれども、小樽市で、今、検討されている個人情報保護条例、庁内で、そういう私が従来検討していただきたいと言っているような課題について、どんなふうになっているかをお聞かせください。

(総務)田中主幹

まだ総務部内での段階ではございますけれども、基本的な対応を各部署に求めまして、今、検討していますけれども、その中で基本的な国の、行政機関のと申しますか、その中で定められている部分での対応、この内容を踏まえた条例改正というのが基本になるかと思います。その中では、今まで電子計算処理によるものをマニュアル処理、手作業を対象とするというもののほかに、あと大きな点といたしましては、今までの個人に対する開示の権利、そういうものの請求権につきまして、それぞれ今まで申出だったものが、その部分については訂正に関しての請求権ですとか利用停止、これについても、国の方に請求権という明示した形での対応をとる予定になっておりますので、それに準じた形での対応というのが基本になると思います。

その他、罰則関係も、国の機関等で決まっておりますので、基本的にはそういう国の対応等に準拠した形での条例といいますか、そのような内容になっているというふうに考えております。

斎藤(博)委員

あわせて、例えば私の住民登録に書かれている個人情報も、1年間に何回、アクセスされているかというようなことも教えていただけるような形になるということですか。

(総務)田中主幹

個別な具体的なものについては、まだそこまで踏み込んだ検討といいますか、対象にはなっていないのですけれども、個人情報の住民基本台帳でのネットワークの関係につきまして、その部分についての考え方については、まだ条文には一部整理ができていない部分もあります。その点につきましては、今後、内部的に検討していかなければならないということがあると思っています。

斎藤(博)委員

ぜひ、ご検討いただきたいというふうに思います。

この部分最後ですけれども、これから小樽市の条例化に向けたスケジュールなり、めどなど、示せるものがあれ

ばお聞かせください。

(総務)田中主幹

一定の基本的な対応等で既にできている部分もございますけれども、実は事務作業なども含めまして、今後詰めなければならない部分もまだたくさんあります。そういう部分で、具体的なスケジュールは、ちょっと今はお示しすることは難しいのですけれども、来年4月に施行になりますので、それに向けた対応はなるべくあわせて、できる限り対応して取り組んでいきたいというふうには考えております。

斎藤(博)委員

去年の今ごろは、ちょうど住基ネットの本格稼働ということがありまして、それなりに小樽市はどうするのですかというようなことで、具体化されている中での議論だったと記憶しているのですけれども、この1年通していって、何もなくて当たり前というようなことなのですけれども、やはり当時の議長会なり、そういったことを考えれば、ぜひ年度内なりの一定のめどをお願いしたいという、これは要望ですので、答弁はいいです。

平和事業への取組について

次にもう一つ、総務部にお聞きしたいというふうに思います。

今回の代表質問と一般質問でもふれた部分もあるのですけれども、小樽市で行っております平和事業の持ち方に ついて、何点かお聞きしたいと思います。

まず最初に、この事業をやる小樽市としての意義なり、位置づけなりをお聞かせいただきたいと思います。

(総務)総務課長

今のご質問でございますが、平和事業につきましては、委員もご承知のとおり、昭和57年の議会における核兵器 廃絶平和都市宣言ということで、小樽市の方としてもこの宣言を受けまして、それ以降、毎年さまざまな事業を展 開してきております。今後につきましても、小樽市としても、現在、平和の継承ということで、特に児童・生徒、 若年者の方に、そういう考え方を広めていきたいというふうに考えております。

斎藤(博)委員

今年も、小樽市としては事業を行ったというふうに思います。今年の事業内容とその結果についてお聞かせください。

(総務)総務課長

今年につきましては、去る8月に、映画上映会ということで、市民センターの部屋を借りて実施いたしました。 ただ、参加者につきましては、ちょうど会場がじゅうぶんなところが、ほかの行事と重なりましてとれないという こともありまして、参加者の数も数十名であったということでございます。

斎藤(博)委員

これは答えが多少遅れるかもしれませんけれども、総務部の方で、8月という月に、小樽市内で市民団体とか、 宗教団体とか、いろいろなところが8月という月を意識して、いろいろな集会とか、映画会とか、催し物をどのぐ らい展開されたかというのを押さえていますか。

(総務)総務課長

総体として平和事業関連とか、そういうような市民の団体の中で、どの程度の規模というのは正確には押さえておりませんが、それぞれの市民団体からも、例えば小樽市の後援・共催、あるいは教育委員会の共催をいただきたいというような申出もありまして、その中で何団体かの後援あるいは共催の事業ということで、私どもは把握してございます。

斎藤(博)委員

そういう中で後援をお願いしたいというのは、主催は別にあって、小樽市の後援をいただいているということで、 そういう支援を当てにしているということはあるのですけれども、例えば小樽市の独自に行っている平和事業とジ ョイントしたいというような話というのはありますか。

(総務)総務課長

今年につきましても、数団体から、小樽市の方としても経費的な面も含めて一緒にやっていただきたいという申出がありましたが、中身をいろいろ検討しながら進めているところでございます。

斎藤(博)委員

基本的な考え方として、平和なり、核兵器廃絶平和都市宣言を行っているという位置づけの中で、小樽市が開いている中でそういうことをやるときに、市民の皆さんとともに協働した作業をするということに対しての考え方について、お聞きします。

(総務)総務課長

小樽市独自で啓もう活動をするということを含めて、市民と協働すれば、なおいっそう効果があるというふうには考えております。ですから、市民独自でやられるものもずいぶんあると思うのですけれども、市としても協賛あるいは協力できるものについては、その効果も含めて協力していきたいというふうに考えております。

斎藤(博)委員

具体的な話は来年に向けてということになるのでしょうけれども、例えば市民の皆さんが集まってきて、テープを借りてきて上映会を2日間やっても、100人を超える皆さんが映画を見に来るというのは当然あるわけなのです。100パーセント宗教団体がやっている宗教行事を、一緒にやろうというのはどうなのかなというのはわかりませんけれども、確かに小樽市民の中にも、当然いろいろな角度で、平和というものは定義づけも違うかもしれませんし、いろいろな認識も違うと。ただ、共通してくくれるところはあるのではないかなというふうに私は思っているものですから、最低限のところで協力してやっていこうというところでは、特に小樽市は、確かに税金を使うわけですから、慎重にならざるをえないというのはわかるわけなのですけれども、市民の方が何をやっているのだという話にならないような、市民参加の平和事業というのは企画できるのではないかなと思うのですが、そういったものについて、ぜひご検討いただきたいと思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

総務部長

平和事業については、今、市独自で毎年やっていて、来年度に向けて、市長も言っているように、いろいろ検討してみたいという話をしておりますので、これは恒常的に市民の方々とずっと続けてやれるかどうかというのはちょっと別にしても、来年度の事業は、そういうお話があれば一緒に平和事業をやっていきたいということも含めて検討していきたいと思っています。

斎藤(博)委員

相談窓口の移動について

次に、市民部の方に二つほどお聞きしたいのですが、一つは、今年、機構改革があったというふうに聞いているわけなのですが、そういう中で、従来の青少年女性室にあった相談する機能の部分がどんなふうになっているかということをお聞かせいただきたいと思います。

(市民)青少年課長

相談につきましては、分室にございます家庭児童相談員と個人相談員がございます。16年4月でございますけれども、機構改革がございまして、旧青少年女性室の青少年部門が勤労青少年ホームに、また、女性担当につきましては男女平等参画課として、同じところで執務することになりました。

斎藤(博)委員

知っているのです。お話しいただきたいのは、次の質問と重なるのですけれども、今回、機構改革をやったねらいといいますか、そういったものを改めてお聞かせいただきたいと思います。分かれたというのはわかりますので、なぜ分けたのか、どういうふうに切ったのかというのをお知らせください。

(市民)青少年課長

ねらいでございますけれども、現在、旧青少年女性室が解体されまして、市民部分室となっております。そこに 男女平等参画プラザとしての機能を備えたスペースを持ちまして、より広く市内の女性の団体がここを利用しても らう、若しくは活動してもらうということを願いまして、スペースの充実を図りました。

また、青少年担当につきましても、勤労青少年ホームに来ることによりまして、勤労青少年ホーム部門と健全育成事業を行う青少年部門が一体化することによりまして、青少年にかかわる多様な問題や要望に対して、よりいっそう幅広く充実した対応が可能になることから実施したという経過がございます。

斎藤(博)委員

勤労青少年ホームを利用する方々の特徴なり特性と、それから先ほど来言っている健全育成なり、家庭児童相談室を利用する方の特徴的な部分についてをお話しいただきたいと思います。分かれていたものが、くっつけることによって効果があるというふうに言っていると思うのですけれども、もともとどういうものだったのかということをお聞かせください。

(市民)青少年課長

もともとは旧青少年女性室で、青少年の関係の児童家庭相談と、それから家庭婦人相談ということが一緒にございまして、そのうち青少年部門が勤労青少年ホームの方に行きましたが、相談部門はそこにとどまったということでございます。

斎藤(博)委員

そういうことを聞いているわけではなくて、具体的な話は、今、課長がおっしゃったとおりで、そのことについて最終的には聞くつもりですから、ちょっと待っていてください。

先ほどの質問の順番で行くと、勤労青少年ホームを使っているお客さんと家庭児童相談室を使っているお客さんを一緒くたにする意味は何なのだと聞いているわけです。どういう効果をねらってやったのだということを聞いているわけです。

(市民)青少年課長

勤労青少年ホームはご存じのとおり、勤労青少年のための福祉の施設であります。それから、青少年課というのは、青少年の健全育成を主な目的として遂行している課でございます。そういうことで、先ほど言ったかもしれませんけれども、青少年部門と勤労青少年ホームの部門が一元化することによって、青少年にかかわる多様な問題や要望に対して幅広く対応することが可能になったのではないかというふうな感じで思っております。

市民部次長

今の勤労青少年ホームにつきましては、基本的に15歳から35歳までの勤労青少年の方にご利用いただく。これは 文化又はスポーツ関係ということで、施設のご利用をいただいているということでありますけれども、現在は、そ のほかに一般的な、これは勤労青少年の方が夜間、主に利用するということで、日中につきましては、そのほかの 特別利用ということで、一般の利用者の方に開放しているということであります。主にその勤労青少年ホームは勤 労青少年を中心にご利用いただいていた。そこに勤労青少年の健全育成事業を所管している青少年課が入ったとい うことなのですけれども、ただその中で家庭児童相談室につきましては、必ずしも勤労青少年が相談の対象という ことではなくて、主に小中学生、高校生又はその保護者の方の相談を受けるという体制のまま変わっておりません。 そういう意味では、勤労青少年ホームと家庭児童相談室との対象というのは必ずしも一致はしていないということ であります。

ただ、青少年というひっくるめた中の健全育成事業としては1か所にしようということで、機構改革の中で、同じ部署に1人の課長職が所管するということにしたわけであります。

斎藤(博)委員

昨年の家庭児童相談室の利用状況と、それから主な相談の趣旨、今、次長がおっしゃっている部分をはっきりさせたいのですけれども、そういったデータと、逆に勤労青少年ホームの行っている、全く違う室だと思っているのですけれども、どういうイベントなどを行って、どういった方が来られていたかというのを、改めてお伺いしたいと思います。

市民部次長

家庭児童相談につきましては、家庭や学校からの相談。それから、本人相談というのがあるのですけれども、主に家庭児童相談、家庭や学校からの相談というのが多くなっております。15年度の実績でいきますと、延べ回数で家庭児童相談というのが226回。これは家庭や学校からの相談が226回に対しまして、子どもから大人まで入りますけれども、本人からの相談が100回という状況になってございます。

ホームの事業状況につきましては、主に青少年のクラブ、例えばバスケットボールであるとかスポーツ系と、それからお茶であるとか、お花であるとか、又は料理であるとかというグループの利用ということで、施設の利用をしていただいております。

斎藤(博)委員

今、話しをさせてもらっています家庭児童相談の機能というものと勤労青少年ホームの健全育成の事業というのは、先ほど来ありますように、青少年の健全育成でくくっていますというふうにおっしゃっていますけれども、大分違うというふうに私は理解しているわけなのですけれども、その辺について区別しているという理解でよろしいですか。

市民部次長

私と、今、斎藤委員のご質問の内容の受止め方が違うのかもわかりませんけれども、青少年の健全育成事業としましては、補導という一つの大きなものがありますけれども、それからあと、例えば利礼3町との交流事業であるとか、敦賀と小樽の青少年の船であるとか、そういう青少年健全育成事業というのがあるのですけれども、そこと小中学生の悩み事の相談とが、これは全く切り離せるものではないという部分があると思うのです。補導ということは非行に行くか行かないかの前に悩み事を聞いて、非行に至らないように相談を受けて、指導をしていくということでは、家庭児童相談事業と青少年の健全育成事業というのが、全くすぽんと分かれるということではないと思うのです。一つのセクションで対応していって、じゅうぶんにマッチした内容ではないかというふうに考えております。

斎藤(博)委員

私が言いたいのは、青少年課の行っている健全育成にかかわる、今、次長がおっしゃっているような事業など、それから相談室が持っているような事業というのは、それはかかわりがあるなり、一つのところでやってきたのだという経過はわかるわけなのですが、それを勤労青少年ホームに持っていった理由というのは何なのかということがわからないのです。

市民部次長

今は市民部の分室なのですけれども、そちらの方に青少年関係、それから女性関係の主幹を2名配置しまして、それぞれの事業を実施してきたのですけれども、男女平等参画事業が拡大してきたということがありまして、そこに先ほど課長から話がありましたけれども、男女平等参画プラザという、パソコンを置いたり、相談室を置いたりという機能を充実させたということもありまして、それから機構改革の中では人員の削減というのもありましたので、今の分室を、男女平等参画課と勤労女性センターの二つの施設を所管する課長を1名置いて、それから勤労青少年ホームと青少年健全育成の事業を行う課長を1名置いたということであります。

それで、場所的には勤労青少年という名前もありますし、中身的には、確かに片方は文化系又は体育会系のいわ

ゆる生涯学習的な部門をしている勤労青少年ホームに、青少年の健全育成を所管する青少年課が一緒になるというのは、全く一緒にならない部分は確かにあると思いますけれども、ただ青少年の育成ということに関しましては、 一つの所管で掌握してもいいのではないかということです。

斎藤(博)委員

私はすごく無理があるなというふうに思います。勤労青少年ホームをつくってきたときの経過というのと違いますから、あそこを建てるときにいただいた補助の性格というのは、そういった青少年健全育成ということではなかったというふうに理解しているものですから、私は違うというふうに思います。

そうやっていく中で、どうして相談の部分を分離するようなことをしたのですか。

市民部次長

2点ほどなのですけれども、要因としましては、女性相談というのが男女平等参画課の所管でございます。それから、青少年課の所管で、今の家庭児童相談事業というのがあります。これはもともと今の分室で両事業を行っていたのですけれども、その事業が二つにはっきり分かれないといいますか、家庭児童相談のつもりでご本人が電話したのですけれども、実は女性といいますか、母親の問題であったり、父親の問題であったり、その両方が絡み合わなければ解決しない問題であったりということで、これを二つに分けるというのがちょっと難しい面というのが一つございます。

それから、もう少し事務的な部分なのですけれども、実は女性相談員は嘱託職員なものですから、勤務時間が5時間48分という状況になっています。女性相談室も、家庭児童相談室も、9時から5時までの8時間対応するということなものですから、その家庭児童相談員3名のうち、女性の相談員が女性相談室の相談員の足りない部分の勤務時間の補完をして、相談を受けているということがあります。それも先ほどの相談が、必ずしも女性相談というのは女性相談だけに終わらない部分があるものですから、この合計4名の嘱託で両方の相談事業をカバーしているという状況にございます。

斎藤(博)委員

どうして勤労青少年ホームに青少年課を持っていったのですかというふうに前段で聞きますと、無理やりくくって何とかという話をしました。相談室はけっきょく従来どおり残しましたよねと言うと、その方が効果があるのですというふうに、今おっしゃっているわけなのです。そういう意味で、今回やった機構改革のねらいは何だったのですかという一番最初の質問に、もう一度二つを言っているわけなのです。私は矛盾しているというふうに思っているのです。どうして勤労青少年ホームの方に青少年課を持っていったのですかと理由を聞いたときの答えと、逆に、では相談室を従来どおりどうして残したのですかというふうに言ったときの説明との間に、私は矛盾を感じるのですけれども、改めてそれが一番よかったのだという理由を説明いただきたいと思います。

市民部次長

事業の中身につきまして、まず青少年対応と、それから男女平等参画事業対応と、この二つの大きな事業に組織を見直していかなければならない、それほど男女平等参画事業というのが充実・拡大をしてきているということなのですけれども、それで今の分室の中には、両方の職員がその中で、又は両方の機能をその中で賄えない部分が出てきたというのが一つございます。

それから、もう一つのねらいというのは、先ほどちょっと話しましたけれども、勤労青少年ホームに課長職1名と、それから分室の方に、いわゆる青少年女性室の方に課長職2人の、合計3名おりましたけれども、それを2名の中で事業を青少年と男女平等という二つに分けた中で、管理職を1名減員したというのもございます。

斎藤(博)委員

私は、今日は管理職を削ったことで、この問題を取り上げているつもりはありませんので、要は青少年課が、例えば自分の知り合いの子どもが学校へ行けなくなってどうしようかとか、例えば自分のものと人様のものの区別が

よくわからないようなことを繰り返すのだけれども、どうしたらいいだろうかという、極めてシビアな問題をもって相談に来る市民の方がいたときに、ほかにも教育委員会とかいろいろあるのでしょうけれども、小樽市は青少年課に行きなさいという話になりますよね。ところが、実際問題として、青少年課と大ざっぱに言うと緑にあると思うのですけれども、実際、そういう市民の方が相談に行くところは花園にあるわけです。こういうつくり方をなぜしているのですかというのを聞きたいのです。管理職を3から2に削るためには、1人の管理職に二つずつ職場を持たせたのだと、それはそれだと。ただ、私が今聞いているのは、今回のつくりというのは、先ほど来言っているように、すごく不自然なのではないですかと。例えば利用する市民のこととか、特にそういういろいる悩んで相談に来る方に対する対応として、果たして本当によかったのかというのを考えた上でこういうことをやっているのかというのを聞いているわけなのです。

市民部次長

先ほど、いかにも管理職を削ることがメーンというような形で、私の答弁がなってしまったのかもわかりませんけれども、決してそういうことではございません。それも本当はあります。半分ぐらいあると思います。ただ、相談室が、今まで長い間分室にあったと。その相談室で、女性と個々の小中学生の方の相談を受けてきたと、その形はなじんできたものを変えない方がいいのだろうという部分もありました。それから、先ほどお話ししましたけれども、4人の相談員で両方の業務を、勤務時間等の形の中で、これは休暇等もありますので、お互いに補完しながらできるのは、今の場所に二つの相談室を置くということであったと考えております。

実際には、例えば家庭児童相談室25局の何番というところに電話をかけてくださいということで広報等しておりますので、青少年課の今の緑のところに相談がある場合には電話をかけてくださいということではしておりませんし、そちらの方には補導員がおりますし、青少年課の職員がいるのですけれども、実際の相談業務は、やはり専門家である相談員のところが所管しておりますので、今の分室のままでいかざるをえないという部分があるわけです。

ただ、それでは青少年課で相談業務の内容を把握しなくていいのかということになりますけれども、そうではありませんので、毎週金曜日に、相談員と青少年課長又はその所管の係長等で、研修会という事例研修で常に情報は把握するという、ちょっと手間はかかりますけれども、そういう形で対応をしてきているということであります。確かに、今、斎藤委員がおっしゃいますように、ぽんと分かれたのだから、そちらの方に行けばいいのだとは思うのですけれども、先ほどの事情もございますので、今は1か所の相談室の中で二つの業務を行っているということです。

斎藤(博)委員

この項、もうこれでやめますけれども、私は逆に思っているのです。いい悪いは別にして、3人いた課長職の方を2人にするために、1人の方に二つの課を持たせるということが先にあって、それに合わせて組織の統合が行われたとしか思えないのです。だから、実際問題としての相談機能等を残したまま、課長だけが場所を変えていくというやり方のこの機構改革というのはおかしいのではないかというふうに思います。この部分について苦情等はないというふうに言われておりますので、私は、こういう役所のくくり方というのは、目的のために先行したような印象がありますので、納得できませんけれども、ここの部分はこれで終わらせていただきます。

障害児童の放課後児童クラブの取扱いについて

もう一つ、市民部に聞きたいというふうに思います。

代表質問以降、小樽市における障害児の放課後児童クラブの取扱いについて、教育委員会、そして昨日は福祉部の考えを聞きました。市民部にも所管するところがあるわけなのですけれども、それについての考え方をお聞かせください。

(市民)勤労女性センター館長

ただいまのご質問につきましては、教育委員会、それから福祉部、私ども市民部で、放課後児童クラブ庁内連絡

会議というのがございまして、そこの検討課題というふうになっております。それで、私どもの勤労女性センターでございますが、検討課題として考えていることとして、一つは現在児童クラブとして使っている学習活動室が2階にあるといった問題だとか、それから30名定員であるという広さの問題、それからあと、これから希望する児童の状況によっての受入れ態勢の環境整備、そういった問題等々について、私ども女性センターとしては検討課題として考えているところでございます。

斎藤(博)委員

ほかの部と同じように、新年度に向けて作業を進めていくと理解してよろしいですか。

(市民)勤労女性センター館長

はい。新年度に向けて検討するという状況でございます。

斎藤(博)委員

ごみ問題について

それでは、今度は環境部の方に何点かお尋ねしたいと思います。

まず、平成15年度の決算に基づいてお聞かせいただきたいと思います。まず、小樽市のごみの処理にかかる経費の部分で、トン当たりでいった場合、幾らぐらいかかっているかをお知らせいただきたいと思います。

(環境)間渕主幹

15年度の燃やすごみ、燃やさないごみの量、かかるごみの費用ですが、ごみ量といたしましては15年度3万7,25 5トン、かかった費用といたしましては9億33万2,000円、トン当たりの費用は2万4,167円でございます。

斎藤(博)委員

今のごみの処理にかかわるトン当たり2万4,167円という話ですけれども、これをそれでは小樽市民の世帯に分けた場合、平成15年度決算で1世帯平均して出したとしても、いろいろ条件はありますから、大ざっぱな話になるだろうというふうに思いますけれども、世帯数で考えたときに、1世帯当たり、15年度決算でごみ処理にかかっているお金というのはどのくらいだったのかお知らせください。

(環境)間渕主幹

いわゆる家庭ごみ量にかかる処理費用と、それから処理トン数の関係における1世帯当たりの費用でございますが、6万7,400世帯ということで計算いたしますと、1万3,358円となります。

斎藤 (博)委員

今までの実績を世帯で割り返すと、1世帯当たり1万3,358円かかっていたということですよね。

それで、今度、一つ一つお聞きしたいと思います。今度はこれからの事業にかかわる部分ですけれども、今回、 小樽市が進めようとしている中で、祝日収集を一斉に進めるというふうに考えているわけなのですけれども、この 部分を進めるに当たって、1世帯当たり必要だと思われる金額をお教えいただきたいと思います。

(環境)管理課長

317円でございます。

斎藤(博)委員

祝日年間52回程度ありまして、その部分を祝日だからやりますと。正月とか特別の場合もありますけれども、それをやってもらいたいという声は非常に大きいものがあると私は聞いております。それを仮に行っていくとすると、317円の上乗せになってくるのですよ、世帯当たり。これ年間でよろしいのですね。

(環境)管理課長

はい、年間でけっこうです。

斎藤(博)委員

同じように、これからの分別収集の後始末といいますか、資源化を図る意味も含めて、リサイクルプラザをつく

っていくという計画があります。これを単独で考えてやるとしたら、市民に年間幾らの負担をお願いすることになるのか。同じ趣旨で、祝日収集をやった際はだいたい1年間に317円かかるのですけれども、同じようにリサイクルプラザを考えたときには幾らになるのかをお教えいただきたいと思います。

(環境)管理課長

平成17年度の見込みでありますけれども、年間で1,110円程度になります。

斎藤(博)委員

同じく、今後、桃内につくっていこうとしている焼却場についてお知らせください。

(環境)管理課長

今、ちょっと数字的には持ってきていないものですから、桃内の処分場の部分は、今、数字はすぐ出てこないのです。

斎藤(博)委員

私が聞いているのは、今回、ごみの有料化に伴って、小樽市がここの部分で、当然、ごみ袋をつくらなければなりませんというところから始まって、新しいサービスを提供しようとしていると理解していまして、それを逆に有料化しないでやっていった場合は、市民の皆さんに個別にお願いしていくことになるわけですから、そういった観点で、一つのサービスをするときにはどれぐらいのお願いをしていくことになるのかという意味で聞いているわけであります。

この部分の質問の最後ですけれども、不法投棄対策等について幾らぐらいかかっていくのかというのをお知らせいただきたいと思います。

(環境)管理課長

それは1世帯当たりということですか。

斎藤(博)委員

1世帯当たりです。

(環境)管理課長

平成17年度ですけれども、年間で118円です。それで、先ほど言い忘れましたけれども、今17年ではじいた数字なのですけれども、リサイクルプラザの建設に当たっては、平成19年度から供用開始されますので、そうなりますと、その部分を見たとしますと、リサイクルプラザの部分の維持管理費も含めまして、1世帯当たり年間で3,530円ぐらいになると思います。

斎藤(博)委員

現在でいうと世帯当たり年間1万3,358円ぐらいを、これは今のところは普通の税金で賄うのですけれども、今後、祝日収集を積み上げていくとしたら317円ぐらいかかるのですよ、これからリサイクルプラザをつくって運営していくとしたら3,530円ぐらいかかりますよと。それから、不法投棄対策をやっていくとすると、世帯当たり118円ぐらいかかるのですよと、そういうことですか。

(環境)管理課長

申しわけないですけれども、私も今ここで電卓をはじいてやっているような状態なものですから、数字的には再確認はしたいというふうには考えておりますけれども、考え方としてはそういうことだと思います。

斎藤 (博)委員

それでは、もし数字等で違う部分があったら後で教えていただきたいと思いますので、この項はこれで終わりたいと思います。

来年度のごみ有料化計画について

次に、代表質問との兼ね合いで、二つほどお聞きしたいというふうに思っています。

一つは、私は代表質問の中で考え方というか、分別の拡大とか、そういったことを進めるということで有料化というのは、もともとは次元が違うという話をしました。有効な手段としてという方針についても、有料化がごみに関する関心を高める引き金になるという部分を含めて、私は理解しているつもりです。そういった部分は別として、4月1日をどうやって迎えていこうとするのかという部分では、私は心配症なものですから、市長や環境部長のように楽天的に物を考えられないのです。そういう意味でまず一つ聞きたいのは、代表質問の答弁に沿っていくとすると、来年の4月1日というのは金曜日になるというふうに思うのですけれども、小樽市において有料化、そしてごみの分別の拡大ということをやっていこうとするときに、どういう体制をとろうとしているのか、もしそういう計画があればお知らせいただきたいというふうに思います。

(環境)副参事

今議会で決定いただきましたら、11月から各町内会等を中心に説明会を開きたいと。それに合わせて、当然ながら、ごみ量、資源量を想定していますので、周知体制についても検討していきます。市民の皆さんについては、1回でだめであれば2回、3回、そういう周知徹底も図っていきますし、関係するPR用のチラシ等を配って、そういった部分はスムーズに、円滑に進むようにいろいろと考えてまいります。

斎藤(博)委員

私は、有料化がごみの問題の契機になるというふうに理解するという立場だというふうに言っている裏というか、背景としては、なかなか話合いとか、PRとか、広報を出したぐらいで、ごみの分別や資源化とかリサイクルが進んでいかなかったという実態を踏まえるから、有料化という形でもって問題を引きつけていくというのも、一つの方法として有効ではないかというふうに考えているわけなのです。

そういった立場で聞くと、11月からの200回近い説明会が、私は果たしてどうなのかなというふうに思っているものですから、やはり相当の困難なり予想外のことが起きると。要するに200回やったらこのぐらいで、250回やったらすっといくという性格のものではないでしょうというふうに私は思っているものですから、そういった意味で、4月の実施に向けての混乱防止というものをぜひ考えていただきたい。私は分別と有料化、分けて少しずつ実施していく。だいたい2週間でごみの収集サイクルは終わるというふうに理解していますので、小樽市が目指している分別収集というのは、この日はこういうもの、この日はこういうものを出すのですよというふうなものを一度体験してもらって、その体験に基づいて、この日に出したものが有料化になるのですよと、そういう形をやっていくのが、親切丁寧ではないのかと。なかなか紙で言ってもわからない。そこで初めて、いや違うよなんていう話になって、今日から小樽市は変わったのだよというのを言うのは、実際起きてからだと思うものですから、その辺のことを考えて、2週間ぐらい前から、有料化していないのですけれどもということでやってみるということを検討いただきたいというふうに言っているわけです。改めてその辺についての見解をお願いしたいと思います。

(環境)副参事

そういうことで、周知徹底については万全を期していきたいと。それとともに、試行袋を3月じゅうにお配りしまして、実際に資源化と減量等をしてもらう、それでごみの量を推しはかっていただくという面もあわせていますので、現実的に、やはり確かに事前に試行的に収集拡大といいますか、そういうふうにしてやれば効果はありますけれども、そういう面でもって、いろいろな対策の中でスムーズに持っていきたいというふうに考えてございます。

斎藤(博)委員

ふれあい収集について

代表質問で、他都市に倣っていくのであれば、小樽市でも他都市でやっているふれあい収集について検討いただきたいという質問をさせていただきました。市長答弁の中では、検討していきたいというようなことでありますので、これから具体的な部分は詰められていくだろうというふうに期待しているわけなのですが、私が言いましたように二つの要素がありまして、一つは病気や、年齢の問題や、障害の問題があって、分別すること自体が極めて難

しい方がいるという事実を指摘されております。それからもう一つは、今やっているのはわかるのですけれども、そうではなくて、ごみを決められたステーションに持っていくこと自体がたいへん苦労、困難だというような方もいる。それで、例えばヘルパーに、その日に合わせて来てもらっている世帯もあるのだというようなことを話させてもらっています。今回、市長の方で検討するというふうにおっしゃっている、仮称ですけれども、ふれあい収集、道内でもやっているところではいろいろな研究をしながらやっているわけなのですけれども、小樽市で、今答えられる範囲でいいのですけれども、ふれあい収集を考えていかなければならないというところの対象について考えがあればお聞かせください。

(環境)副参事

代表質問のとき、市長は検討するということでありまして、具体的には、確かに北海道内では旭川市でやっております。資料をいただいていますが、書類だけの話ですので、今、細かい部分までは考えは持ち合せがありませんけれども、同じ道内では旭川市でやっておりますので、これをそっくり小樽市に持ってきても、大きな困難というか障害はないだろうということで、旭川市を一つの参考に、また、他都市も参考にしながら、例えば介護保険の要介護の方々とか障害者手帳をお持ちの方、又は高齢でどうしても一人でごみステーションに出せない、こういう方々を対象にしていきたいということで考えております。これにつきましては、多数の対象者にはならないのかなと思いますので、実施に向けて前向きに、具体的に検討していきたいと、このように考えております。

斎藤(博)委員

ごみ減量化・有料化における事業所の役割について

今日の最後の質問になります。

5月に出された家庭ごみの有料化に関する「減量化・有料化についての基本的な考え方」の中で、役割として三つに分けて、それぞれ書かれているのですが、市の役割、それから市民の役割、もう一つ事業者の役割というふうに書いて、それぞれ出されていたと私は思っているわけでして、昨日の委員会の中でも、おいしいところだけ食い逃げしないでくださいねと言うと、そんなことはしませんというような答弁をいただいているわけなのですが、そういった中で今回、4月1日からごみの有料化をしますと、市民の皆さんにもお願いしたいと考えていると。それから、市民サービスを変えていって、市役所としても循環型社会に向けて頑張っていきたいとか、ニーズの高かった祝日収集をやっていくというようなことを言っているわけです。すっぽり抜けている、事業者の役割という部分があったのですが、あるのですよね。これは書いてありますように、リサイクルできる商品の製造や使用済容器の取引のほか、包装の簡素化や流通の工夫等、発生抑制や減量に努めましょうとか書いているわけです。これを受けた部分の具体的なものというのが、その後に出された実施計画の中で、どこで触れられているのかなと思って見ているのですけれども、どこでしょうか。

(環境)間渕主幹

「基本的な考え方」におきましては、三者の立場で述べておりまして、これについてはちょっと説明がなされております。説明会でも、懇談会等でも、この点説明されております。実施計画でありますけれども、実施計画という中では、小樽市が進むべき予算の関係上もありまして、小樽市が当面進める減量化施策を中心に掲載してございまして、事業者・市民にかかわるところの表現は、この実施計画の減量施策の一番下のところに、市は総合的に市民・事業者と調整をとりながら進めていくということで、そこの部分に含めてございます。

斎藤 (博)委員

冷静に考えると、基本的な考え方というのは、やはり三つのファクターに対して、市と市民と事業者に対して要請しているというか、考えてもらいたいという形で、これは書かれていると思うのです。それを受けて、小樽市がやろうとしていることはわかります。それから、市民の皆さんにお願いしようとしていることもわかりました。私はわかっているつもりでいるのです。では、この部分というのは、どうなるのですか。こういう事業者の役割につ

いての部分というのは、今回の有料化や減量化の理論なり、新しい取組の中ではどうなっていくのかということを お知らせください。

(環境)廃棄物対策課長

事業者の役割についてでありますが、基本的な考え方では、三者の役割をそれぞれ説明しておりますけれども、今、市として考えている取組といたしましては、家庭にまずごみを入れないということを考えますと、市と行政だけでは取り組めないことになります。過剰包装でありますとか、トレー、レジ袋など、消費者、私たちが事業所に物を買いにいったときに出される容器包装、これらについての事業者について、ごみの減量を考えていただくということの中で、今、事業者にお願いをしております。市民懇談会の中では、事業者の団体も来ていただいて要請をしております。それから、スーパーなどにトレーの使用の見直しということで、現在、消費者協会と連携をとりながら、具体的な取組について、今、作業を進めておりますし、今後におきましても、事業者といいましてもいろいるな業種がありますけれども、それぞれの業種の中で取り組めるごみの減量について、引き続き要請していく考えでおります。

斎藤(博)委員

それ自体は別にそうだと思うのですけれども、今回の小樽市がやろうとしている事業の中で、もう繰り返しませんけれども、市民の皆さんへ行政が言っているときに、例えば小樽の事業者の皆さんにこういうことを4月1日からお願いしたいのだよというようなことを出していくべきではないのかというふうに私は思うのです。だから、おいしいところだけつまみ食いしてはだめなのだと、やはり市民も、行政も、事業主も、それぞれかぶっていくところはかぶっていって、それぞれ苦労をしなかったら変わっていかないのだというのが、この「基本的な考え方」をつくった方々の根底にあった考え方だというふうに思うのです。

今回、行政と市民の部分だけがすっと行ってしまうと申しわけないと、今、課長がおっしゃっている部分というのは、去年言っても、今年言っても、来年度言っても正しいわけでありまして、特にこういう多くの議論をいただいている中で、小樽市の環境行政として、市内の事業主の皆さんにどういったことをお願いするのかというのをはっきり出していくべきだと私は思うのですけれども、もう一度それに向けた考えをお聞かせください。

(環境)間渕主幹

ただいまの斎藤委員のご指摘はもっともでございまして、11月、説明会で200回以上と言っておりますが、この中に私どもの事業者へのお願い、また、共通した課題等も含めまして、11月からの説明会、また、その他の収集のパンフレット等にも、事業者対象の取組も重ねて行ってまいりたいと思いますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

斎藤(博)委員

そういうふうにぱあっとしないで、ゆっくりやってほしいというふうに私は思っているのです。全部の事業所に市長名で文書を出して、こういうことを頼みたいのだ、やってくれないかとか、断られて怒られたら怒られたでいいのですけれども、やはりそれなりのめり張りといいますか。要するに私はこれ3点セットだと思ってものを考えているわけですから、二つの部分に比べると、三つ目の部分の環境部の答えというのは具体性がないし、どれほどの決意を持ってやっているかわからないから、私が言っているのは、4月1日までに文案をつくって、全部の事業所に小樽市はこういう時代に入ったのだから、事業主としても、言葉はソフトにですけれども、本当にそれなりに考えてもらわなければだめだし、やってもらわなければだめなのだぞということを、例えばペーパーにして出すべきだというふうに思っているわけなのです。そうでないと、やはり私の目から見ると、三つのうち二つの部分だけがいったのだなというような形になってしまうものですから、その辺について今すぐここで文書を出せとか、何か一つ決めないかというふうには言いませんけれども、今後の議論の取っかかりにもなると思うので、改めてこの事業主に対して「基本的な考え方」をつくられた方が思っていることをどうしていくのかをお聞かせいただきたいと

思います。

(環境)廃棄物対策課長

私も、斎藤博行委員のご意見はごもっともと思っております。事業者に対しまして、今、斎藤博行委員のご提案がありました周知の関係、あとそのほかにどのようなことができるか、今後の検討になりますけれども、全事業者に対して小樽市の考え方、市民の置かれている立場、それから事業者のこれからの責務などについて、きちんとした内容で周知をしていきたいと思います。

それから、ごみ減量に成功している自治体というのは、やはり市・市民・事業者、三者が一体となってスクラムを組んでいるところが減量となっていることも確かでございますので、その辺はきちんと進めてまいりたいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

新谷委員

小樽脳神経外科病院の問題について

初めに、小樽脳神経外科病院の問題を伺います。

昨日の民主党・市民連合の質問、それから今日の新聞報道で概要はわかりましたが、その後、何か状況の変化はありましたでしょうか。

(保健所)保健総務課長

本日、北海道社会保険事務局から電話がございまして、9月17日付けで10月1日に保険医の取消しを通知したというぐあいに聞いております。

新谷委員

この新聞を読みますと、保険医の指定取消し、患者負担が回避されたと判断できた段階であると言っていますけれども、これは患者負担が回避されたというふうに考えてよろしいですか。

(保健所)保健総務課長

患者負担の回避という記載になっておりますけれども、今、北海道社会保険事務局あるいは北海道、私どもで話をしているのは、現在の双葉会が運営する施設が小樽市内に小樽リハビリテーションクリニック、それからマイトリーおたるという介護老人保健施設が、これは同じ建物の中にございまして、10月1日以降にもし患者さんの転院ができなかった場合に、ありていな言い方をしますと双葉会が夜逃げをする心配はないと思っております。

要するに、法人として小樽市内にも事業所を持っておりますし、それから旭川、帯広、釧路にも系列の病院を経営しております。その中で患者を放置して、無責任な行為に走るということはないという認識をしております。患者の中には、病院から何の説明もないのだというお話があるのですが、実は9月8日に詳細なA4、1枚のペーパーでございますけれども、どういう手順で患者の転院を進めるのだというペーパーをお渡ししております。私どももその写しをいただいております。その流れに沿って、現在、転院の手続を進めております。確かに療養病床の39名の方々の中には、寝たきりの方々もいらっしゃいますけれども、それについても、現在の管理者であります院長の方から転院が可能であるという判断をされております。あとは受入先の問題でございますので、それを患者の家族にしてみると大変に心配なことではありますけれども、そして対応する事務職員が、今、恐らく事務長1名で患者の対応をやっていると思いますので、そのあたりじゅうぶんな情報提供がない部分があるかもしれませんけれども、もし現在の患者の中からそういう苦情等があれば、私どもに連絡をくれというふうに病院側にも言っておりますし、患者の側からも、私どもにけっこう問い合せが来ておりますから、そういう話をしてございます。そういう状況でございます。

新谷委員

ところで、この不正受給というのは、いつから始まって、保健所としてこれは察知できなかったのでしょうか、 わからなかったのでしょうか。

(保健所)保健総務課長

昨日、報告しておりますけれども、要するに医師の名義貸しを公に取り締まることができるようになったのは、 昨年からでございます。要するに大学の医局から名簿が提供されて、北海道医師会がそれを了承して、あるいは小 樽市医師会もそれを了承して、私どもが調査に入っていけるようになったのは、昨年が初めてでございます。それ までは、小樽市の場合は2月に通常、医療監視ということをやっておりまして、そのときに医師が実際にいらっし ゃるかどうか、標準数に達しているかどうかというのは出勤簿だけの確認でございます。当然、これは事務局の人 間が全部押しているわけです。出張していても毎日出勤の判こを押してあるわけです。そういう実態は、私どもも、 当然承知はしておりました。ただ、それについて追及するという流れになっておりませんでした。

そういう中で、昨年、札幌医大が一番最初でございますけれども、札幌医大、旭川医大、北大と名簿の提出が、これはあくまでも任意でございますけれども、大学側からされるようになって、それをどういう手法で存在証明をしなさいという通知を道からいただいております。これは例えば源泉徴収票ですとか、社会保険の支払があるかないか、そのほかいろいろなことがあって、中には海外に留学をされているのに勤務をされているように、社会保険の請求まで、家族の方々の健康保険までつけて、家族が生活に困らないように月額幾らかをお支払いして、それで勤務しているように装っているところもございました。そういうものを、私どもは税務の知識等もある者もおりますので、そういう中でそれを検証していって、病院側からすれば、当然、税務資料は私どもに権限はないから見せたがらないわけですけれども、見せなければ先生の存在証明ができませんよという話をしながら、それをちょうだいしていったわけです。そういう中で、昨年の11月、小樽市の複数の病院に名義貸しについての立入りを実施したところでございます。

新谷委員

先ほど9月8日にペーパーを渡しているということなのですけれども、各会派にも陳情に回ったと思うのですけれども、本当に涙を浮かべて、何とかしてもらいたいのだということを訴えておりました。別な人ですけれども、病院から転院する病院は自分で探しなさいと言われているということなのです。そして、職員もみんなもう解雇ということですから、自分の職場を探すのに浮き足立っていて、なかなか患者の要望にこたえられないということを聞いております。もちろん責任は病院にあるわけですけれども、市民がこういうふうにして、なかなかペーパーで見せたといっても、お年を召したり、あるいはいろいろな事情でわからないということがあるのです。やはり懇切丁寧に相手が納得いくように説明しなければわからないことですから、こういうふうに市民が困っているときに、病院の責任としてだけくくっていいのかという問題があると思うのですけれども、その辺ではいかがですか。

(保健所)保健総務課長

患者の家族の会の方には、私どもお目にかかりましたし、そのほか電話なり、あるいは実際に訪問してご相談を受けた部分もあります。その中で多くの部分は、保健所が悪代官で我々を苦しめているという認識をお持ちの方もいらっしゃいました。ただ、それはあくまでも病院が行った不正に対して、私どもがそういう措置をした、実際に措置をしたのは社会保険事務局でございますけれども、そういう中で病院は今それなりの努力をしている。それについて私どもも例えば市立第二病院に市長がすぐ指示をしたとか、そういうことをやっております。それについてご不明なことがあれば、私どもの方にご連絡をいただくように、改めて周知をしたいと思っております。

新谷委員

保健所として地域保健法を実行する立場から、ぜひ親切に、責任を持って市が探すように努力してほしいし、また、今のように何か質問があったら、親切に教えてあげていただきたいということを要望いたします。

家庭ごみの有料化について

次に、家庭ごみの有料化の問題で質問いたします。

有料化でごみが減ると、こういうふうにして市民に説明したわけです。改めてお聞きしますが、ごみの減量が有料化で非常に進んだとして有名になった伊達市、この資料を私たちは提供しましたけれども、見ていただいたらわかるとおり、有料化になった平成2年、この後は少し減っていますけれども、その後はどんどん増えていて、13年度には平成2年度の124.6パーセントの排出になっているわけです。これは有料化してもごみは減らないということを示しているのではないでしょうか。いかがでしょうか。

(環境)間渕主幹

伊達市の資料でございますけれども、確かに平成2年には8,393トンということで、昭和63年に比べますと37パーセント、30パーセントを超える結果を示したところでございます。この後、徐々に減量意識が薄れたか、また、その他の理由等で、平成13年には1万458トンまで増えたのは事実でございますが、平成13年と昭和63年を比較いたしますと、これはまだ21.47パーセントの減量の状態にあると、このように判断をしているところでございます。

新谷委員

そこが問題のところなのです。昭和63年、これ以前はもちろん無料でしたし、計量器がなく、あくまでもこれは推計の数字なのです。そして、5月にこの資料、「基本的な考え方」というのをいただきましたけれども、これは16年4月1日現在の伊達市のごみ袋の値段を書いてあります。これが実は変わっておりましたね。幾らになりましたか。

(環境)間渕主幹

私ども、平成14年度の調査時点で説明しておりましたが、伊達市におきましては、今まで1円50銭でありました ものが、平成15年4月から、1リットル当たり2円というふうに変わってございます。

新谷委員

シールはどうですか。

(環境)間渕主幹

シールは1枚160円でございます。今まで粗大ごみについては40リットルごとに60円でありますが、このたび1枚160円ということに変えてございます。

新谷委員

そういうことで、平成2年以降はごみが有料化しているのに、増えて、しかも手数料も上がってしまった。シールに至っては、もうすごい大幅値上げですよね。それだけ市民負担が増えていること、ほかの自治体のことですけれども、この理由は聞いていますか。どうしてこういうふうに上げたのか。

(環境)間渕主幹

前回、私どもの方で調査した時点では、例えば生ごみにつきましては、13年から分別収集を開始しておりますけれども、実際に施設が16年4月からたい肥化するということで、完全にはたい肥化できていないまま集めている部分ですとか、それからこれは私どもの方の見方でございますが、伊達市におきましては、ごみ袋の種類が20リットル袋と40リットル袋と不燃、可燃に2種類ずつしかないことと、それから資源物収集におきましては、生ごみは収集しておりますが、缶・瓶・ペットボトルが資源物の収集の対象となっているのです。そんなようなことからごみ袋の種類が少なかった、又は資源物の収集においては拡大があまりされなかったことが、減量意識が薄れてきたことの原因にもなっているのではないかというふうに考えてございます。

新谷委員

伊達市は前にも言いましたけれども、西いぶり廃棄物処理広域連合で大型焼却炉をつくったために、今までトレーを資源化していたのを、それを燃やすようになったのです。そういうことで、やはりこの大型の焼却炉が問題に

なっているわけです。しかも、小樽市のものとは違いますけれども、絶えず故障を起こして、そのたびに焼却炉をとめて、今度稼働するときには一気に温度を高めなければいけないので、補助燃料を大幅に使っている、こういう 矛盾が起きているわけです。そのためにやはり財政負担、それが大きくなっている、それも一つあると思うのです。 だから、こういうことで本当にこの有料化というのが、先ほど主幹がおっしゃいました意識が薄れる、こういうことにもなるわけですよね。これを表した資料だと思います。

それで、次ですけれども、全国都市清掃会議が平成14年度に環境省の請負で実施したごみ処理有料化にかかわる 調査結果の有料、無料の数を教えてください。

(環境)間渕主幹

平成14年度に、全国都市清掃会議が環境省の請負業務として実施いたしました、全国の有料化の実態調査でございます。3,240自治体を調査いたしまして、そのうち1,270自治体から回答がございました。うち533自治体、42パーセントが家庭ごみの有料化実施、731自治体が家庭ごみは無料という回答であります。うち223自治体は、そのうち家庭ごみ有料化を予定ないし検討している。428自治体は当面家庭ごみを有料化していないと、731自治体の内訳が載ってございます。

新谷委員

無料で推移している自治体が多いわけですね。これから当面有料化しないと答えた自治体、その理由はどういう ふうに言っていますか。

(環境)間渕主幹

家庭ごみを有料化としない理由、これは複数回答可ということでありまして、これは当面有料化しないと答えました先ほどの428自治体についての回答でございます。「住民の理解を得にくい」、これが69パーセント、「不法投棄の増加を懸念している」が61パーセント、「減量効果に疑問がある」が21パーセント、「減量化が進んでいる」が14パーセント、「税金で処理すべき」が9パーセント、その他17パーセントでございます。

新谷委員

そのうち2割が減量効果に疑問があると言っているわけですね。

それから、全国都市清掃会議の調査結果で、有料化しないでごみ減量の効果を上げている自治体の努力工夫を述べております。減量化や分別のための住民啓発、広報手段、広報ツールの開発、ごみの排出指導、住民の協力体制づくりなど。資源ごみ収集に日本で初めて取り組んだ沼津市では、職員が各地域の住民の中に、昼夜何百回も説明に入ったということです。また、平成12年、我が党は水俣市に視察に行きました。水俣市では、プロパンガスボンベがごみに混入して、爆発して、焼却炉に穴をあけるという事故が起きまして、これをきっかけに分別回収が、市民と行政の協働で行われました。まず、2か所のモデル地区で19分別の試験回収を実施して、300回の説明会を開催しました。市職員も、ごみを出す時間に、業務命令として、自宅まで帰って住民と一緒に作業をする、こういう努力の結果、4年で全市に広げる予定が、わずか半年で全市の分別が始まったということです。こういうことで非常に努力をしたということです。

この問題で古沢議員が12年の第4回定例会でお聞きしました。これからいったい何を学ぶのかということで、このとき市長は、水俣市の例を含め研究していきたいと考えておりますと答えております。この間、この実施基本計画、この中でも減量は緊急な課題として位置づけていると言っていますから、努力をしてきたのだろうと思うのですけれども、いったい目に見えるごみ減量のためのどんな努力、工夫をしてきたのか、お伺いいたします。

(環境)廃棄物対策課長

ごみの減量の工夫についてでありますが、当時の議会の答弁の中で、水俣市の件について研究するという話でありまして、私ども全国的に有名な水俣方式というものを勉強させていただきました。その中では、現在、分別が21分別と、富良野市に続くかなり多い種類の分別回収をしております。それから、全世帯にマイバッグというものを

配布しまして、その配布状況等も、私どもたいへん参考になっております。それから、エコショップというものも、水俣は全国に先駆けて相当早く創設しております。それから、水俣市は、ごみ減量女性会議というのを立ち上げておりまして、その中でスーパーなどでトレーの廃止について65品目などの廃止を申し合わせたという、そのような事例等を参考にしながら、小樽市におきましても、これまでモデル事業を平成8年度から進めまして、平成12年7月には、リサイクルセンターの能力の限界もありますけれども、能力の範囲内で一応資源を収集しております。それから、13年には月2回に収集地区を拡大したり、それから14年度には、品目を増やすことでごみを減量したいということで、蛍光管の収集、それから水俣市に倣いましてエコショップの認定制度を、道内でもいち早く立ち上げたところであります。

それから、小樽市の今の現状の中で、何ができるかというところでは、段ボール箱による生ごみのたい肥化ということで、平成15年度にモニター事業を行いまして、平成16年度から事業化した状況でありまして、水俣市におけるいろな参考になるものを市としては取り組んで、今まで来たところであります。

新谷委員

実際に分別などで減ってきているわけですから、これを続ければいいわけです。私が言いたいのは、市民に負担をかけない、有料化しないで絶対に減量するのだという行政自身の姿勢があったかどうか、そこを私は問いたいと思うのです。いかがですか。

(環境)間渕主幹

ただいま廃棄物対策課長の方から説明がありましたとおり、小樽市としましても、これまでも減量化に取り組んでまいりましたが、私どもといたしましては、いっそうの減量化を進める上で、減量化に対する市民意識の向上、また、資源化の促進、そして市民サービスの向上のことを目標に有料化を進めるということでありますので、その辺ご理解いただければと思います。

新谷委員

これから200回説明会を開くというのです。有料化することには非常に一生懸命です。有料化するから、これからもう市民にご理解を得るために、200回も説明会を開いていくと言うのですけれども、その力をもう少し有料化するのを待って、とにかく市民との協働でやってみると、そういうふうにしたらいいのではないですか。いかがですか。

(環境)間渕主幹

そのようなご意見ではありますけれども、小樽市といたしましては、ごみ減量化が緊急な課題でありますので、 早急な減量化の手だてということも考えれば、この今回の私ども必要としておりますごみ減量化・有料化施策が最 も有効であるという、そういう部分で判断したということでございます。

また、有料化がその後実施されたとしましても、今後は、市民と減量化についてのいろいろな形での懇話会等も 設けていきますので、さらなる減量化への取組は行っていきますのでご了承願います。

新谷委員

有料化が決まれば、またまた市民に負担がかかっていくわけです。今、市民生活も大変ですよね。実際に小樽市の財政を語るときに、市税収入が落ち込んでいるということを理由の一つに挙げております。実際に税金を払えない、今のこの大変さで払えないという人がいったいどれぐらいいるのでしょうか。

(財政)納税課長

税金を払えない滞納者ということでございますけれども、私どもの押さえとしては、例えば税金の科目、固定資産税、都市計画税、市・道民税があるわけですけれども、それを全部滞納していても、それは1人1件というカウントで、それと滞納者も年度の中で動きますので、年度当初の数字ということです。それから、道民税も含んでおります。それから、法人市民税を除いたという条件の中で押さえた数字でございますけれども、過去5年間でいいますと、滞納者の数でございますけれども、平成12年度当初、滞納者は8,181名、それから13年度では8,279名、14

年度では8,640名、平成15年度では9,343名、平成16年度では9,091名と、そういう形で推移しております。

新谷委員

税金を払えない人がこんなにいるのだということで大変さもわかると思うのです。今度、地方税の改定で老年者 控除が廃止されます。所得税の課税最低限も下がりますけれども、これは本当に高齢者、年金生活者にとって大変 な事態になると思うのですけれども、実際にどういうような影響があるでしょうか。

(財政)市民税課長

16年度の地方税法の改正によりまして、老年者控除の廃止が行われることになっております。この部分につきましては、18年度の課税分からの影響となります。また、それで全体像ははっきりしませんけれども、老年者控除の廃止と同時に、年金課税において公的年金控除額の見直しもされております。そこで、委員がご指摘の公的年金収入のみで生活している65歳以上の夫婦世帯を例といたしまして、その非課税限度額の変化で説明させていただきます。

まず、非課税限度額の所得金額は125万円以下ということで、これは変わりはございません。ですけれども、公的年金等控除額が140万円から120万円に引き下げられますので、年金収入としては、現行266万6,667円までが非課税限度額となっておりますが、これが245万円まで引き下げられることになります。依然245万円以下の世帯の場合については非課税という状況になります。

そこで、非課税限度額内であった年金収入260万円程度の世帯を例として試算いたしますと、所得等控除額が変わりましたので、その影響で所得が120万円から140万円に増えます。保険料等控除額という所得控除額ですけれども、それは変わらないものとして計算します。そのほかに配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止によるものがありまして、この控除額の減が33万円あります。それと、先ほど言いました老年者控除の廃止による控除額というのが48万円あります。これらを勘案して計算、試算いたしますと、市・道民税でおよそ2万2,000円、所得税ではおよそ2万4,000円、合計で約4万6,000円程度の負担になるという予測がされました。

新谷委員

これは本当に大きな負担だと思います。この影響で、国民健康保険料だとか介護保険料はどうなるのか教えてください。

(市民)保険年金課長

老年者控除の廃止の関係につきましては、小樽市の国民健康保険料の計算の方式では、基礎控除以外の控除というのはやっていませんので、その部分での影響は出てまいりません。

それから、もう一つの公的年金控除額の改正、こちらの方は65歳以上の年金収入者の方に影響が出てきて、その 控除額が縮小されるということで、所得が増えるということでの影響が出てまいります。実際、その所得階層によって影響額は違うのですけれども、例えば改正後で330万円以下120万円という、今まで140万円の控除を受けられた 方が120万円になるということで、そこで控除額が20万円減るのですけれども、単純に今年の所得割の料率12.4パーセントを使いますと、2万4,800円という影響額になります。

ただ、年金収入が153万円以下の方ですと、この特別控除が120万円ございまして、それからそれに基礎控除が33万円控除されますので、実際は所得がゼロということになりますので、153万円以下の年金収入の方については影響は出てこないというふうに考えております。

(福祉)介護保険課長

現在、介護保険料につきましては5段階に分かれていて、第2段階が世帯全員が市民税の非課税世帯、このような区分になってございます。それで、課税金額が違うことによりまして、その世帯が非課税から課税になるというようなことも考えられますので、仮にそのようなケースにつきましては、介護保険料が3段階又は4段階、このような形で上がると。ただ、人数につきましては、現時点では押さえてございません。

新谷委員

こういうことで、単にごみの負担がかかるとか、そういうことではなくて、もう生活全体がこういうふうにいろいるな形で影響が出てきているわけです。介護保険料も、前に聞いた限りでは第2段階、第3段階、税金がかからないところで非常に滞納者が多いわけです。ですから、これ以上、負担をかけるというのは、市にお金がないから大変だというのはわかるのだけれども、押しなべてこういうふうにどんどん負担をかけていくのは、本当に納得できないのです。これ以上ごみの有料化で負担をかけていいとお考えですか。

(環境)間渕主幹

実施計画の中にもございますが、私どもの今回の有料化という中では、循環型社会に向けてのごみ減量化と資源物の収集ですとか、また、次世代を担う子どもたちへの良好な環境を引き継ぐですとか、そういう中にありまして、市民・事業者・市が協働して、これらの循環型社会に向けて取組を進めていく、そういうことを一つに思っての進め方でございますが、ただ先ほど来の私どもの方からの説明もありますとおり、ただ単に有料化という施策を進めているわけではございませんで、家庭から出されるごみが、できるだけ一人一人が減量した分を少なく済むようにということで、下は5リットル10円の袋も用意してございます。また、他都市に比べますと、この資源化の拡大に合わせまして、プラスチックから紙類まで一気に分別収集の拡大をするということからすれば、これもそれぞれの努力によっては大きく減量の努力が報われるのではないか。そういう配慮もし、また、発生抑制等も考慮しての施策だということをご理解いただければと思います。

新谷委員

有料化でごみは減るとおっしゃいますけれども、それ以上にもうけるのではないですか。北野議員の代表質問で、市長ははっきりおっしゃいましたよね。差額1億1,000万円ですか、それは一般財源に繰り入れるのだと、市財政が大変だから。それは本当に矛盾ではないですか。有料化で本当にごみが減る、それも一理あるかもわからないけれども、それ以上に負担をかけているのですから、その点はどう考えるのですか。

環境部長

その点につきましては、先ほどもお答えをしているわけでございますけれども、やはり平成17年度、18年度につきましては、確かに単独ではそういうような見方ができるかもわかりません。今、現に北しりべし廃棄物処理広域連合でつくっているリサイクルプラザあるいは焼却施設、そういったものに対しても、本当に市の負担部分というのは非常に大きくなっております。さらに、平成19年度以降になりますと、こういう維持管理費というものがもう目に見えて出てくる、その金額がおよそ推測ができているほどの金額であるわけでございます。そういった意味では、なにもそのお金で財政に貢献するとか、しないとかということではなくて、ごみの減量化に取り組むとともに、やはりあわせて資源化の推進を図っていく、これを契機にしていくということの基本的な考え方に立ってご理解をお願いをしているということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

新谷委員

部長はそうおっしゃるけれども、市長がはっきりそう言ったのです。聞いていたでしょう。

それから、ごみ有料化に伴う経費調べ、これを出していただきましたけれども、17年4月のごみ袋の単価というのは幾らなのですか。また、函館市は幾らか、教えてください。

(環境)間渕主幹

単価というのは、1枚当たりの単価ということですか。それとも作製単価ということでしょうか。

新谷委員

1枚当たり。

(環境)間渕主幹

1枚当たりの単価でございますか。これは小樽市は2円で予定してございますが、函館市も1リットル2円、室

蘭市も2円、登別市も2円、帯広市が。

新谷委員

作製費です。

(環境)間渕主幹

作製単価ということですね。1枚当たりの作製単価、小樽市におきましては6.80円で考えております。1枚当たり6.8円、平均でございます。それから、函館市は5.79円、室蘭市は6.62円、登別市は8.17円、帯広市は7.29円と平均がなってございます。

新谷委員

函館市を参考にしてごみ袋をつくるということですから、この函館市とちょっと対比したいのですけれども、函館市と同じ作製費にすると幾ら浮きますか。

(環境)間渕主幹

5.79円で計算したということでよろしいでしょうか。

新谷委員

はい。

(環境)間渕主幹

約1円ということでいけば、883万円が浮くのではないかと思います。

新谷委員

私は有料化には反対です。しかし、函館市ではこの表に出ているように、生保世帯への袋の支給をしております。 室蘭市は減免経費とありますけれども、これどんなことですか。

(環境)間渕主幹

室蘭市におきましては、身体障害者と転入者についての弱者対策として、身障者1級、2級への減免、それから 転入者への減免もございます。

新谷委員

室蘭市の方に聞いたのですけれども、ごみステーションでまだ袋に余裕がある場合、自分の袋ではなくてそのごみ袋の中にごみを入れているというのです。そして、これはやはり収入の低い人です。それから、これは小樽次世代育成支援会議、ここで出されたことですけれども、赤ちゃんのいるお母さんから、紙おむつがすごくたまるわけです。それで、ごみに出すと、袋いっぱいになってもう大変なのだと。少なくともごみ袋をこの赤ちゃんのいる世帯に支給してほしいのだということが出されたと聞いています。こういうことはどう思うでしょうか。私は室蘭市のこの話を聞いて、本当に悲しい話だなと思いました。こんなにまでして負担をかぶせなければならないのか。小樽市はどうなのかわかりません。けれども、出ないとも限らないわけです。こういうことをどう思いますか。

(環境)間渕主幹

他人のごみ袋の中にごみを入れて、それについての窮状を図らざるをえないという、そういうお話が一つあったと思いますが、私どもも、高齢者におきまして生ごみが少ししか出ない、そういう方への配慮として、5 リットルという一番小さな袋を用意してございますし、また、袋の種類が多ければ、なるべく小さい袋同士をあわせれば、そのごみ量に合わせて出せるのではないかといことで、最大限のそういう部分では配慮しているつもりでございます。

次に、赤ちゃんの紙おむつの件でございますが、これもメール等での若い母親からのそういう要望もございましたが、私どもも減量化を進めるに当たっては、減量化を進めるということの部分で目的をご理解していただいているところであります。

新谷委員

一番いい方法は有料化しないことなのですけれども、市民に配ったこの家庭ごみの有料化の回覧板ですが、この中には負担軽減措置など検討していきたいというふうに書いてあるのですけれども、先ほどごみ袋の作製費、函館市並みにしたら883万円ぐらい浮くのだということでしたけれども、やはり何らかの形で、仮に有料化になったらこういう制度をきちんとつくるべきだと思うのです。ここにこういうふうに書いている以上は、そういう減免措置をとるのですよね。

(環境)間渕主幹

各町内会の班を通しまして配ったチラシの中で、負担軽減措置等につきましては、手数料の減免などの負担金額については、市民の皆様のご意見を参考に検討していきますということで、この検討ということは取扱いについて検討していくという、そういう部分の含みも持たせてございます。今回の懇談会等におきまして、これらについて、特に大きく負担軽減措置等についての要望もなかったところから、私どもといたしましては委員会で、災害等の特別な場合を除き、手数料の減免は行わないというふうに決めたところでございますが、それも懇談会でのそういう状況を見た上での判断でございます。

新谷委員

災害以外は手数料の減免は行わないと、そう結論づけたのですか、もう一回聞きますけれども。

(環境)間渕主幹

実施計画は、私どもの市としての方針でございます。今議会の中で、また各委員からのご意見等もあるかと思いますが、これは市としての方針として減免を行わないとさせていただいたところでございます。

新谷委員

何かそこに書いてあるのに、期待を持たせて非常に悪いですよね。

次に、平成21年度にごみを26パーセント減らす計画ですよね。このときの手数料収入の見込みを教えてください。 (環境)管理課長

平成21年度の見込みでありますけれども、3億2,177万円というふうに、概算でありますけれども、見込んでおります。

新谷委員

21年度以降、北しりべし廃棄物処理広域連合の施設建設費償還金はどれぐらいになっていきますか。

(環境)管理課長

建設分、北しりべし廃棄物処理広域連合の負担金の部分、リサイクルプラザ部分でありますけれども、21年度は、 元利償還で1億800万円ぐらいと見込んでおります。

新谷委員

それ以降はどうですか。

(環境)管理課長

平成22年度から平成31年度までは1億3,500万円で、基本的に同じ金額になっていて、平成32年度が8,810万円、 平成33年度が3,400万円程度になってございます。平成33年度で終わる計画になっています。

新谷委員

この建設費の償還というのは、実際にいつから始まるのですか。

(環境)管理課長

平成17年度からになっています。

新谷委員

そうすると、ごみ処理手数料、先ほどの16年度、5,800万円というのは何ですか。

(環境)管理課長

これにつきましては、先ほど言ったのは起債の元利償還金なのですけれども、その5,800万円につきましては、建設費の一般財源部分になります。

新谷委員

建設といっても、まだ始まっていませんよね。これちょっとよくわからないのですけれども、きちんと説明してください。

(環境)管理課長

平成19年供用開始に向けて物をつくっていく。当然物をつくっていく過程の中で整地していきますでしょうし、上物も建っていきますでしょうし、プラントもつくっていきます。その部分が平成16年度、17年度、18年度で行われるということで、そのうちの16年度分ということであります。

新谷委員

リサイクルプラザの実際の供用開始は19年ですね。そのぐらいからこういうふうにして充てているわけです。歳 入歳出をはっきりこういうふうに打ち出しているわけですけれども、先ほども言いましたが、北野議員の代表質問 で、手数料収入で残ったものは、財政を助けるために一般財源に充てるというふうに、はっきり市長が答弁してい るわけです。ですから、市の財政を助けるため有料化して、しかも本当に資源収集だとか市民サービス以外にこう いうふうに充てる、本当にこれは問題だと思います。けっきょく、この北しりべし廃棄物処理広域連合の施設建設 償還金、1億何がしでずっと続いていくわけですから、市財政が好転しない限りは、先ほども値上げするのか、し ないのか話がありましたが、21年度以降、手数料収入がこうやって減るわけですから、そうしたらまた手数料を、 ごみ袋の値段を上げる、そういうことにつながりませんか。

(環境)管理課長

ですから、私どもが、今、有料化の部分で単価2円でやっておりますけれども、それはあくまでも原価計算に基づいて何パーセントを求めますよという形でやっているわけではないのです。この2円が、先ほど来何遍も恐縮でございますけれども、他都市の状況そして減量効果並びに市民にそれほど負担にならないという仮定の中でもって、その2円を設定してございますので、今の時点ではそういう形の中でやってございますので、減量効果がある部分につきましては、この2円はあくまでも今の時点にはなりますけれども、上げる上げないという形では考えていないということでございます。

新谷委員

上げないということでしっかりと受け止めておきます。

それと、今回、説明会を開きました。38か所1,280人ということですけれども、本当に少ない人数、回数なのですけれども、これは人口の何パーセントなのですか。

(環境)間渕主幹

1,280人の人口に占める割合は、平成16年6月の人口で見ますと、0.87パーセントということになります。世帯でいきますと、1.88パーセントとなります。

新谷委員

説明したしたと言っても、こんな 1 パーセントにも満たない非常に少ない数ですね。

それから、この回覧板です。町会に6,000部回したと言いますけれども、世帯数にしたらどのぐらいですか。

(環境)間渕主幹

16年6月末の6万7,892世帯と比較いたしますと、8.83パーセントになります。

新谷委員

これだけで意見を聞いたとか、ご理解を得たとか言えるのですか。

(環境)間渕主幹

私どもが今回の有料化に当たりましては、この説明会から入ったわけでございませんで、まずは廃棄物減量等推進審議会を立ち上げまして、その審議会での意見等を、小樽市の広報ですとか、また、ホームページ等に掲載したところであります。また、その審議会から出ました答申につきましても、それも私どもは広報又はホームページに出しているところでありますし、また、その都度「基本的な考え方」及び「実施計画」等を固めてまいりましたが、その間その都度、報道機関等にも公表し、そして皆様からの意見を、まずはこういう間でも、皆様から意見をいただくようにしてまいりました。そして、今回、基本的な考え方に基づいての説明会とチラシということでありますので、唐突にこの部分で有料化ということを市民の方へ説明したというふうには考えてございません。

新谷委員

考えていないということですね。では、説明責任があるのではないですか。

それで、この回覧板も、さっと見ただけなら、とてもわからないですよ。だって、手元にあれば、なるほどとわかるかもしれないけれども、こんなの見たからって忘れてしまうのです。そして、一番大事なところを説明していません。何回も言いますけれども、市長が、浮いたお金は一般財源に、財政が大変だから助けるために入れるのだと、そこを説明していますか。

(環境)間渕主幹

説明の中では、まず先ほど来説明してございます資源物の収集拡大ですとか、それから市民サービスの向上、それがかかるものの経費といたしましては、袋等にかかる経費、まずこれらについての説明と、それから1億円ほどのそういう部分が残った場合には、これらについてはリサイクルを中心とした費用に充てていく。その辺で質問等もあれば、残額の使途についても触れてございます。

新谷委員

何か聞こえなかった。説明していないのですね。

委員長

環境部に申し上げますけれども、新谷委員が聞いていることに端的に答えてくれますか。一般財源に回すということを説明のときに環境部から説明したのかという質問なのです。イエスかノーかでいいのです。

環境部長

端的にお答えしたいと思いますけれども、この件につきましては、私どもとしては、一般財源ということではなく、清掃費に充てるという、そういった形の中では説明はしてまいったつもりであります。

新谷委員

清掃費に入れると言ったってよくわからないでしょう。市民の皆さん、そう言われたら、ああそうかと思うのですから。

環境部長

私、一般財源にという言い方をするからこう言ったのであって、私が何回かの懇談会の中で説明しておりますのは、この清掃事業といいますのは、今、いわゆる清掃施設建設やこういうものの維持管理経費、焼却施設やリサイクル経費など、あるいは資源物収集の拡大など、清掃費の財源といいますのは非常にこれから伸びていくのだと、そういった経費に充てていくのですと。市民サービス、それから資源物収集拡大経費の中にも、そういったものに充てていくことになると考えています、こういったことでは何回も説明はさせていただいております。

新谷委員

言ったかどうかは、そこにいないのでわからないですけれども、仮に何人かに言ったとしても、先ほど間渕主幹は、少ない数値からして説明したとは思えないと、こう言っているのです。でもって説明責任があるのですから、 もう一回説明し直したらどうですか。200回も有料化のために熱心にやるのですから、きちんと説明すべきですよ、 有料化を延期して。いかがですか。

(環境)間渕主幹

先ほどの私の答弁でございますけれども、行き違いがありましたら失礼いたしました。今まで、そのように広報等を通じて説明会の前に、審議会の意見ですとか、それから私どもの考え方を、いろいろな機会を通じて周知してきたつもりです。その上で説明会を行ったもので、唐突に説明会から有料化という話を切り出したわけではございませんので、そういう面では、周知は説明会前から行っているという趣旨でございますので、その辺ご理解いただければと思います。

新谷委員

そうおっしゃいますけれども、ここに何にも書いていないのですよ。広報に書きましたか、そういうことを。書いていないでしょう。だから、説明責任があるのですよ。わずかこんなちょっとの回数で、しかも大事なことを説明しないで、市民にご理解を得たということ、これは全く納得がいかないし、こちらが理解できないことですよね。市民の皆さん、改めて言うと、先ほど公明党の佐藤委員も言っていましたけれども、1枚80円でそれで10枚で800円でしょう。えっ、そんなにするのと。しかも、安売りなんかしないのですから。バーゲンセールなんかないのですから。だから本当に、これは実際に買う段階となったら、やはり物すごい負担感があるのです。先ほども、国の税金の改定で市民が大変になる、そういうことも全部市民にかぶせていいのかという問題でしょう。ですから、こういう点は、もう一回こういうお金に使うのだと、浮いたお金はこういうふうに使いますと説明し直すべきだと思うのですが、再度いかがですか。

環境部長

ご意見はあろうかと思いますけれども、先ほど間渕主幹が言いましたように、やはり昨年の8月以来、本当に、例えば道新にも載せていただいていますけれども、何回にもわたって新聞報道でも出されております。それから、小樽市の広報やホームページで、我々としては、やはりできるだけ市民の皆さん方へ周知するように努めてまいりましたし、また、必要に応じて、このことは議会にも報告しながら、議員の皆さん方のご意見など伺いながら今日まで来たというふうに思います。そういった意味では、私どもとしては、説明は手順を踏んでしてきたというふうに思っています。また、市民の皆さん方の意見も、町内会を通しながら、できるだけ多くの方々に参加していただきたいと、こういったことを含めて、今まで、私どもとしては、市民の多くの方々が、小樽市がこういうとらえ方をもってこういう施策をしようとしているということについては相当広く知られているというふうに判断してございます。

ただ、今、新谷委員がおっしゃいました経費の問題、お金の問題を、どのようにこれから市として使っていくのか、どういう経費に充てていくのか、そういったようなものについては、確かに今おっしゃるように一部説明がじゅうぶんでないというのがもしあるとすれば、今後の市民の説明会や、広報の中でも、それらについて取り上げながら、市民の皆様方へじゅうぶん説明をしてまいりたいと、このように考えております。

新谷委員

説明した、説明したと言うけれども、実際に受けている人は1,280人しかいないし、ホームページだとかいろいろ言うけれども、実際に足を運んでやっていないわけです。そこが問題なのです。何でも広報でお知らせしています、回覧板でお知らせしています、一方的に流すだけで、全然返ってきていないではないですか。それが問題だというのです。本当に市民にまだまだご理解を得ていないのですから、もう一回言います。一番肝心な発生抑制、それをやはり国に強く言いながら、そして市民に押しつけないということ、それからこの財源についても1億円浮くのだと、これでもって市の苦しい財政を助けるのだ、それをきちんと説明してほしいと思うのです。

環境部長

何度も答弁の繰り返しになるかもわかりませんけれども、私どもが、今、市民の皆さん方から受け止めている感

触については、市民の皆さん方の意見を聞いたりしている中では、私としては市民の皆さん方に相当ご理解はしていただいているというふうに思っております。ですから、今、新谷委員がおっしゃった、改めてという部分でも、今後の市民説明の中でそのあたりはじゅうぶん市民の皆様方には説明をし、理解と協力を求めてまいりたい、こういうふうに考えています。

新谷委員

もうこれで水かけ論になるので終わりますけれども、私は有料化は反対ですし、これには、今までの答弁からして、市民に説明責任を果たしているとは本当にとうてい思えません。それと、いいところばかり、説明したのだ、説明したのだと言うけれども、実際にはそういうことを隠しながら進めてきたという責任は重いと思います。しかも、負担軽減もしないのだと。本当に冷たい行政ではないですか。それを言って終わります。

環境部長

いろいろなご意見はあろうかと思います。私どもとしても、市民の皆さん方の環境意識の高まり、そういった中でごみをいかに減らしていくのか、こういったことを受けまして、ごみ減量化に本当に真剣に取り組んでいるのだというふうに私どもは自負してございます。そういった意味で、この有料化がごみ減量化の方策の一つであると、こういう強い信念に基づきまして、今日まで手続を推し進めさせていただいたということでご理解願いたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大畠委員

台風時の総合防災訓練について

初めに、台風関係について何点かお尋ねいたします。

このたびの台風18号で、たくさんの市民の皆さんが被害に遭いました。今日、市役所に向かう途中で、まだ屋根に青いシートもかかり、一部にはそのシートが足りなくて、雨が降るとうちの中に入っているようなところも目にしました。心からお見舞いを申し上げるとともに、一日も早く通常の生活に戻れることを願っております。

広報広聴課から出されます広報メモがございます。ここに8月31日火曜日と9月1日の広報メモがございますが、8月31日を見ますと、翌日の行事予定も書かれております。これは今日と明日ということでございます。8月31日の広報メモには、9月1日、これは防災の日でございます。見ますと、13時から、平成16年度小樽市総合防災訓練、旧北荷跡地、現在の交通記念館の裏でございます。防災担当ということでございますが、これはどのようになったのですか。

そしてまた、2日目の1日の方を見ますと、1日の計画の中には記入されておりません。これはどういうことなのか、聞かせてください。

(総務)高野主幹

今回の9月1日の総合防災訓練でありますが、台風16号の関係で中止にさせていただきました。台風16号につきましては、8月26日以前に太平洋に発生したのですが、その間どのような動向になるかというので注目していましたけれども、8月二十六、七あたりから北海道の方に来るのではないかという話がありました。土曜、日曜、28日ないし29日でだいたい北海道に来ると。30日あたりに入りましたら、やはり直撃ということの情報を得ておりました。8月30日に中止の決定をしました。ただ、広報メモにつきましては若干ありまして、手書きで手直しの部分もありますけれども、中止の部分で全部が全部直ったかは、ちょっと私どもで掌握できませんが、8月30日の午後4時前後に気象情報等も得ました。それから、ウエザーニュースだとか委託の業者、気象台に聞きまして、8月31日が直撃だということで判断しました。その中で、31日に防災関係機関が一通り動きまして、災害があった場合には

9月1日まで影響するだろうと。そういうことで関係団体からも、防災訓練の実施等についてどのようになるか、 資材の準備だとかいろいろあるのだけれどもと、30日にも問い合せがありましたので、その時点の最終午後4時前 後の気象情報をもって直撃を判断し、中止したものであります。

大畠委員

総合防災訓練の目的は何ですか。

(総務)高野主幹

小樽市内の関係機関の中で、それぞれに小樽市の防災を進める、連携をとるということを大きな目的、それから ある意味で市民周知というものもありますけれども、そういう中も含めて目的としています。

大畠委員

参加予定団体、どのような団体があるのか、また、参加人数はどの程度でしたか。

(総務)高野主幹

ただいま端数部分は定かでないのですが、今、資料を持っていませんので22団体ないし24団体です。参加人員は330人前後を予定しておりました。

大畠委員

中止の決定は、いつ、だれが、どこで、どのようにして行ったのか。

(総務)高野主幹

この防災訓練につきましては、小樽市と小樽市の防災会議ということで、その両者の共催になっております。両方の長であります小樽市長の判断によるということです。そして、8月30日の午後4時前後ということです。

大畠委員

それはどのように関係者の方に周知したのですか。

(総務)高野主幹

私どもの関係者につきましては、電話あるいはファクスでやっております。

大畠委員

先ほどの答弁の中で、9月1日の広報メモについては一部手直しをしたということですか。

(総務)高野主幹

私の押さえている範囲で物を見まして、そういう中止という部分がまだ31日に載っていなかったので、それについて確認しまして、その時点で手直しが入っていると思っています。ちょっとそういう部分も見たものですから、それで周知をされたと思っていました。

大畠委員

それは8月30日ですね。31日の明日の予定ということで、確かに予定の方には線を引いております。これは、今、私がマーカーをつけたのです。ついております。これが中止をしたという、手直しのことですか。手直しをしたということなのですか。意味わかりますか。

総務部次長

申しわけない。所管課長、質問予定が何かないということで、お聞きしておりませんけれども。

大畠委員

言っていましたよ。

総務部次長

私どもでは、ちょっと承知しておりません。

大畠委員

連絡ミスです。今、次長の方から、なかったと言っておりますけれども、それは私の方では伝えてあります。

その後、訓練の予定は1日以外はないのですね。

(総務)高野主幹

中止にしております。

大畠委員

このたびの議会の代表質問、あるいはまた、一般質問、昨日も予算特別委員会等におきましても、かなり混乱をしたという質問が寄せられておりますが、例えば電話の件、北電の件、これらもやはり、また、重複の質問はいたしませんけれども、総合防災訓練はある程度荒れてもやるべきでないのか。だって、たまたま台風16号はそれました。けれども、その後に来た台風18号、史上まれに見る北海道に上陸した台風というようなことでございます。そうすると、防災は、やはり荒れたときの災害時のことです。私は、ある意味では、防災訓練日和はやはり荒れた日ではないのかと、そのように思っております。晴天のときにやったって、これは全然そういう災害時とは違うと思うのです。前もって直撃ということが予想されるということでやめたそうでございますけれども、これは今後じゅうぶん検討していただき、そしてまた、今回のような防災関係において混乱のないように、じゅうぶん協議をして進めていっていただきたいと。そしてまた、市民が安心して暮らせるようなまちづくりをしていただきたい、組織づくりをしていただきたいと、そういうふうに思いますけれども、いかがですか。

総務部次長

多少荒れてもというお話でしたけれども、今回の場合、参加される団体が例えば小樽土木現業所だとか、けっきょく非常態勢に入らなければならないので、参加できないというような要請も来ておりました。若干の雨風であればいいのですけれども、台風が来るということで、その警戒態勢にそれぞれが入っていくので、参加される団体が非常にできないということがありました。それと、車両とか資材をけっこう調達して訓練するものですから、その辺が間に合わないということもありまして、今回は断念しましたが、ご趣旨はわかります。

それと、今回の防災、市長も言っておりましたけれども、予想していない風ということで、計画自体の見直しもありますけれども、計画はあるけれども実際に動けるかというのが非常に大きな課題でありまして、防災のそれが弱点なのですけれども、去っていくとだんだんまた意識が下がってくることもあるのです。そういう意味で、防災計画の中のチェックを毎年どういう形でやっていくのかということもありますので、その辺も含めて検討いたしたいと思います。

大畠委員

この項最後で、どのくらいの経費がかかったのか、その点について。準備にかかった経費。

(総務)高野主幹

小樽市としましては、人件費あるいは機器類とか、ガソリンとかいろいろなものがかかります。おおむね10万円なら10万円という数字で押さえます。それで、そのときによりまして違いますが、金額としては、なかなか全体像としては出づらいものがあります。

(「今回の」と呼ぶ者あり)

石灰の費用だけです。会場に線を引く。それで、各団体につきましては、それぞれ機材だとか、いろいろ持ち込むものですから、例えば小樽市の方は、消防なり、建設部なり、水道局がそれぞれ持ち寄るということになって、訓練を行いますので、私どもの防災担当の現金支出としては2,000幾らです。

大畠委員

質問を移します。環境部にお尋ねをいたします。

環境部の体質について

環境部の体質について、私ちょっと伺います。環境部については、ごみ焼却場の計画がございましたが、現にたびたび所管の厚生常任委員会、あるいはまた、今まで特別委員会等々で、市民クラブやそれぞれが質問をしており

ます。そしてまた、資料要求やいろいろな面で答弁が本当なのかどうなのか、あるいは出された計画書を逐次チェックをしまして、その都度質問をし、そしてまた、訂正をし、今日に来ております。このたび、今、小樽市が取り組んでいるごみの減量化なり有料化、そして資源物のリサイクルということで、大きな課題に挙げて取り組んでおります。皆さん方もそうだと思いますけれども、各町内会を見ますと、資源物の回収でこれこれ幾ら幾ら収入がありましたよと、決算報告も幾ら幾らこうなってきております。そんな中で、小樽の資源回収団体なるものがどのくらいの数があって、どのような構成になっていて、どのようなものをどのくらい集めているか、そのようなことで担当課長に資料要求をいたしました。そうしましたら、そのときには団体名がわかるようなものを出していただきたいと、そういうことで再三念を押して求めましたが、検討しますということで戻りました。持ってきていただいたものは団体名が書いていなかったのです。これはどういうことですかとお聞きしたら、上司と相談をした結果、プライバシーの関係があって団体名は出せませんということでした。担当課長の上司はどなたですか、お聞かせください。

環境部長

今のお話でございますけれども、確かに私の方に担当課長の方から相談がありました。私の方では、この資料については各団体ごとの、それを出せる資料なのかどうか、よく調査して出してほしいと、こういったことで私の方からは指示しております。

大畠委員

そうしますと、部長の指示で担当課長が出せないということで返事をしたというように解釈してよろしいのですか。

環境部長

私の方では、いわゆる情報の関係ですから、じゅうぶんこれは専門のところともよく協議しながらというふうには指示したところでございますけれども、後で聞きましたら、担当課長が総務の情報公開の方とも協議しないで、自分の独自の判断で出せないと、こういったことを大畠委員にお伝えをしたということでございましたので、改めて私の方できちんと情報公開の方とも協議をした上で、出せるものであれば出せる、そういたしましたところ、それについては公費の支出に当たるわけだし、具体的に名前を出すことについてはやぶさかでないという判断がありましたので、私の方では課長に対して、大畠委員に対してきちんと釈明をしながら、これについて提出をすべきではないのかと、こういったことで指導いたしました。

いずれにいたしましても、今回のこの資料提出につきましては、担当課長の一部勘違いもあったと思いますけれども、私の指導・監督といったものがじゅうぶん行き渡らなかった部分として、改めておわび申し上げたいというふうに思います。

大畠委員

部長、それはちょっと違うのではないか。出せないということだから、なぜ出せないのだと。助成金をここも出しているのだよと。環境部が出せないというのであれば、私は情報公開担当にも相談するし、あるいはあなたの上司がだめだと言ったら、あなたの上司は部長だろうから部長のところへ私行きますよと言うことを伝えたのです。そうしたら、担当課長は情報公開担当のところへ行ったのではないですか。そうしたら、情報公開担当はのプライバシーには直接当たらないということで、これが出たのではないですか。そうしたら、それちょっと今の答弁すりかえだよ。

(環境)廃棄物対策課長

情報公開の関係についてでありますけれども、当初からの経過について、私が一番よく知っておりますので、お話しさせていただきます。

大畠委員より、集団資源回収の実績の一覧表ということで資料要求がございました。当初、私は自分の判断で一

応原課に戻りまして、私どもの原課の中で協議しまして、これは個人情報に当たるのではないかということで、お断りした経緯があります。しかし、そこでまた大畠委員へ説明した際には、おかしいのではないかということで、また一度戻りまして、再度協議した経過があります。その上で、大畠委員に、団体名のない資料を提出したところであります。また、その際にも、かなり強いご指摘を受けまして、この判断が私の判断であるということの責任において、情報公開の方に聞いたところであります。その結果は、市の要綱に基づいて支払をされている補助金であり、また、情報公開されている市の予算書の中に、負担金補助及び交付金という節の項目がありますけれども、その記載の中には、支払の相手方が明記もされているということから、これは個人情報には当たらないという見解をいただきまして、早速、大畠委員のところに、団体名の記載のある一覧表を渡したところであります。これが事実の経過でございます。

大畠委員

その事実の経過はちょっと違いがあるのではないか。課長は、上司と相談をしたと言っているのですよ。今、課 長の言葉には、上司と相談をしたという言葉はなかったです。そして、今、あなたの上司である部長は、課長の判 断でと言っています。それは、どうなのですか、実際のところは。

(環境)廃棄物対策課長

一度大畠委員に資料を提出しまして、強いご指摘がありまして、その後、上司に相談いたしました。その中で、 先ほど部長の話の中にありましたように、これから適切に行うようにということで、情報公開担当の方に、その判 断について聞きにいったところであります。

大畠委員

だから、そこが違うのだ、課長。あなたは、私がお願いをした、ところが持ってきたのは中身が入っていない、これは上司と相談したと言っているのですよ。だから、あなたの上司はだれだと言うのです。なぜかというと、今、議会の中で、私も、プライバシーに関する個人情報は、出せるものと出せないものがあるということはじゅうぶん承知しております、そのことについては。それで、今、質問しているのです。といいますのは、議会の中で、プライバシーということで過去にも明かせないことが、6月の議会で問題になったことがあるのではないですか。市長さんがプライバシーで答弁できないと言っていたものが、日経ビジネスで個人名を出しているのです。

それでお尋ねします。同じくこの資源回収の手引、資料要求をして、いただきました。最後のページを見てください。ここに何と書いていますか。平成15年度集団資源回収上位5団体ということで、町会名も入っているのではないですか。そして、片や要求した資料については、プライバシーがあるから出せないと。これは矛盾しませんか。部長、この点についてお聞かせください。

環境部長

このやりとりが私どもの担当課長とあったかということは、私はつぶさには聞いておりませんけれども、ただ私が先ほどから申し上げていることは、私がこういうやりとりがあったことについて聞いたときに、これはやはり情報として出せるものか出せないものかは、きちんと情報公開担当の方とじゅうぶん協議をして、意見を聞いて判断すべきだと、こういったことを指示をさせていただいたということでございます。

ですから、私どもとしては、単にこれを意図的に隠すとか隠さないとかではなくて、適切な手続をとるということについて、私は課長には指導をしてまいりました。確かに、その間にこういった言葉のやりとりがあったかについては、私はつぶさには知りませんけれども、ただ結果としてそういうことで、その応対という部分で、委員の方に実際そういう誤解を与えたという、あるいはまた、具体的なそういう指摘を受けたことにつきましては、これはやはりどんな形であるにしても、私の指導・監督が至らなかったというふうに思ったものですから、今、おわびさせていただいたということでございます。

大畠委員

一番の市民の関心事は去年はやはりふれあいパスのことでした。しかし、このたび、先ほどの各会派の質問の中でもありましたように、今年は市民はごみの有料化にたいへん関心を持っています。そうしますと、市民にできるもの、何がある、どういうことがある、そんなことでこの実施計画におきましても、資源回収ボックスを来年考えますよと。そうすると今の住宅事情からいくと、月1遍の資源回収があったですね。そういうボックスがあればいいねと、すぐそれを、我々も小さな団体だけれども取り入れたい、そういう相談も実は来ている中での説明なのです。実はその話をしてほしいということで、今日提出していただいた資料と同じ資料を持って行きました。このように実績を上げている。そうしたら、鉄もいいのか、衣類もいいのかということになったのです。それであれば、早速日にちを決めて、この団体に登録をして生かしたい、そういう機運でした。そして、加盟するにはどうしたらいいのかと。それは担当の部署に行ってみなければわからないということで、先日、そういうもし必要な書類があるのであれば、すぐ相談をして、登録したいという市民が増えてきているのです。

そういうことで、今、この資料を見ながら、こんなに集めている団体があるのかと。一般質問でも再質問でも質問をいたしましたけれども、今ここに書かれているように上位5団体、どういう活動方法をしているのか、これをぜひお聞きしたいと。そして、相談を受けている団体にお知らせをしたいと、そのような思いがあるのです。

だから、先ほど説明を100回した、これから200回するのだと言うけれども、もっときめ細かな啓もう活動をしていただくのであれば、資源回収についてはもっと増えていく。それはイコール減量化につながることだと、私は確信を持っております。そしてまた、町会に対して説明をしてあると。私はこの説明に対して、これは環境部ばかりでなくて、市全体に言いたいことは、町会に説明をしたという言葉を必ず耳にします。そうすると、町会に説明をしたと言っても、町会の幹部が多いのです。ではなくて、市が物事を市民に周知していこうというならば、集める方法をお願いした方がいいのではないのか。その方が先ほどの0.何パーセント、1.何パーセントだという数字が、今までであれば出てくることだろうと思いますけれども、そのような方法を講じたならば、もっともっと多くの市民にこの資源回収についての理解が得られるのではないかと、そのように私は確信をしております。部長、いかがですか。

環境部長

前回にも私の方で話しておりますが、この事業につきましては、小樽市として既に30年という長い歴史があるわけでございます。私どもは、とにかく機会あるごとにこの実施について訴えておりますし、また、資源回収推進協議会という町内会活動の団体が、特にこの活動についての取扱いを続けてございます。そして、だいたい私どもとしては、これだけの件数がありますから、ある程度やっていただけるところについてはやっていただいている。しかし、残っているところは、例えば先ほど言いましたように、町会の活動もまだじゅうぶん人がいないだとか、いろいろお話を聞いていきますと、コンセンサスがなかなか得づらい場所とかという、いろいろな事情もそれぞれ抱えています。

そういった中で、私ども、昨日、一般質問でも答弁しましたけれども、昨年、実は大きな2団体が初めてこれに参加するのだと。この経過も、実は何十回となく担当者が町会の方に足を運んで、いろいろな方々と話をしたことで、やっとコンセンサスが得られたというふうに聞いております。

ですから、今、大畠委員の方でぜひやりたいということで、そういう市民の方がもしいれば、ぜひまた紹介していただきたいし、私どもこれからも取り組んでまいります。今、大畠委員がおっしゃったように、私ども確かに単なる町会の方々だけに話すのではなくて、やはりできるだけ市民の皆様方に多く集まってもらうような場をまず設定しながら、とにかくできるだけ多くの方々に理解をし、活動に参加していただけるようにこれからも努力していきたいと思います。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

桃内埋立場の管理について

まず、桃内埋立場の管理の問題なのですが、今、あそこの管理、それから作業、それはどこがしているのですか。 (環境)五十嵐主幹

管理・運営業務につきましては、樽栄環境整備に委託しております。

大橋委員

作業は。

(環境)五十嵐主幹

作業も含めて、要するに埋立管理業務、それから水処理管理業務、そういうことを含めまして樽栄環境整備に委託しております。

大橋委員

その樽栄環境整備に委託して、環境部の方で現地を見に行くだとか、そういうチェックはどの程度やっているのでしょうか。

(環境)五十嵐主幹

私が施設担当主幹でございまして、毎日とは言いませんが、だいたい1週間のうち1日延べでほぼ回っているということでございます。

大橋委員

あそこは、埋立てが始まったころには問題がありましたね。いわゆる土のかぶせ方が契約どおりにされていないのではないかという指摘があったと記憶がありますけれども、それから鳥が大量に死んでいるということで、地元の住民が、その鳥の死がいを冷凍保存していたこともありました。近ごろの状況を、私はよく住民からの苦情とか、そういうことは、あそこは離れていますし、あまり知らないのですけれども、その辺は地域住民との関係、そういう問題は、今、どうなのでしょうか。

(環境)五十嵐主幹

要するに毎日ごみが入ってきますので、それが毎日覆土ということで、あそこは午後4時に、だいたい事業系も家庭系も入り終わりますので、それからその日入ってきたごみについて覆土しております。それから、カモメといいますか、先ほど鳥と言いましたけれども、過去に桃内海岸で死んだということがございましたけれども、これにつきましては道の研究機関で、ちょっと時間はかかりましたけれども、調べていただきました。1羽だったのですけれども、死因はアスペルギルスというカビの一種で、空気中にどこにでもいるものだそうです。鳥の体が衰弱したという中で発生したものであるという結果が出まして、地域住民の皆様にも、その旨報告した経緯がございます。

大橋委員

毎日のように管理しているということで、まず安心したのですが、実は唯一苦情が札幌の方から来ています。それで、その苦情というのは、桃内の埋立場に並行して林があります。そして、その林一つ隔てたところに丸山への登山道があるのですが、今日、観光振興室がいれば、観光と登山の関係とか質問があるのですけれども、いないのでこちらの方から説明しますけれども、去年から登山道に入山者名簿を置いています。それで、ちょうど去年が月平均1,000名、そして途中からやりましたから、だいたい6,000人、去年は登っています。それから、今年も月平均やはり1,000名ずつで、もう3,000名ぐらい登っているのですけれども、実際問題としては、登山者名簿に書く人は5割程度といわれていますから、一流の観光地並みに人が登ると。それから、札幌で3,500円でバスツアーを組んで、

どんどん登山者というか、そういう人たちを送り込んでいます。その中で、今年は特にだというのですけれども、 丸山の登山口に、ポリ袋が風で非常に飛んできていると。それからにおいが漂ってきて、登山を始めたときに非常 に不愉快だという話が来ているものですから、その辺、あまりまだそちらの方で苦情を把握していなかったのだろ うなという気がするのですが、いかがでしょうか。

(環境)五十嵐主幹

今のにおいの件でございますけれども、委員のご指摘が初めてでございました。ただ、においという点では既に認識はしておりました。といいますのは、あそこの処分場と登山道が、一番近いところでだいたい100メートルから200メートル程度の近さにございまして、そこから処分場が見える状態にあります。それで、委員もご存じだと思うのですが、いくら毎日覆土をいたしましたとしても、生ごみを運んできて埋め立てするものですから、引きならしして、それから覆土すると、そういう中ではどうしても生ごみのにおいはするということでございます。それで、ちょうど登山道は東側に位置していまして、小樽の場合、どうしても南南西、南西の風が多いわけでして、その処分場と並行しているだいたい500メートルぐらい、私も何回かそこへ行ってみまして、先ほど言いました本当に軽いごみは飛ぶことがありますので、それは随時回収をしているのですが、確かににおいはします。それを過ぎると、上昇して大空に舞い上がるのです。それから、塩谷駅の方はだいたい1キロ程度ありまして、そちらの方までは行ってない。そういうことで、これはちょっと今の状態では解決策はないと。平成19年に焼却場ができれば、そういう生ごみのにおいといいますか、そういうものがなくなるので、何とかそこまでは、登山客にはまことに登り始めで気分を害すると思うのですが、頂上へ行ったときに気分がよくなると思いますので、勘弁してもらいたいというふうに思っています。

大橋委員

息詰まるようなやりとりが続いた後に、こういう和やかな答弁です。ただ、これからいわゆる小樽の観光の在り 方を考えていく上で解決しなければならないテーマなものですから、今度、観光振興室を交えているいる協議して 進めていきたいと思いますので、主幹のまた協力をいただきたいと、このように思っております。

病院給食の外部委託について

それで、次に、小樽病院の病院給食の外部委託の問題ですが、これにつきましては、前定例会のときに、病院給食の外部委託についてどのように考えているか、そして計画がどういうふうになっているかということで質問しました。その時点では、私が得ていた情報と違いまして、まだ全く白紙であると、そういう答弁をいただきました。そちらの方で白紙であるというから、その場はそれでいいなと思って置いておきましたけれども、その後、引き続き、ずいぶん計画が進んでいるように聞いておりますので、現在どんな形で計画が進行しているか、そういうめどについてお聞きしたいと思います。

(樽病)医事課長

小樽病院の病院給食の民間委託の計画でございますけれども、平成17年4月からの委託化に向けて、16年度に入りまして、病院内に病院給食業者選定委員会を設置いたしました。その設置委員会で、現在まで4回委員会を開きまして、現在、業者を4社に絞ったところでございます。

大橋委員

現在、4社に絞ったということで、別に業者の名前までは聞きませんけれども、4社に絞ったということは、それなりの理由といいますか、そういう部分があると思いますので、どんな基準で4社に絞ったのか、それをお聞きします。

(樽病) 医事課長

院内の病院給食選定委員会の委員は、内科の医師をはじめ看護師、それから医局、検査科、レントゲン、それと 栄養士、計10名で構成されておりまして、それで私ども、前もって業者の方に、こちらの要望等、いろいろなもの を提示しまして、業者の方から提案書という形で出されてきました。それを各委員が点数化したのが一つと、それと後日、業者を呼びまして、10名の委員の下でプレゼンテーションを行いました。それをまた点数化しまして、けっきょく点数化された上位計4社に、まずは絞ったというところでございます。

大橋委員

今の答弁では、どんな形の業者に声をかけ、そしてその中からどういう規模の業者を選び、その業者に何をさせるというようなイメージがわいてきませんので、もう少し説明してください。

(樽病)医事課長

病院給食の委託につきましては、医療法で、業務委託する場合には、厚生労働省で定める基準に適合する者に委託しなければならないというふうになっております。それで、医療法のこの施行規則の中で、13項目ほどの委託すべき基準というものが設けられておりまして、それは一般的に、我々にはこの基準を満たしている業者というのはどのようなものかわかりません。それで、財団法人医療関連サービス振興会というところのマークをいただいている業者、これはあくまでこの医療法施行規則の第9条の10で、病院給食を委託してもいいという基準をクリアできるような審査基準を設けておりまして、これらを私どもインターネットで引きましたところ、全国にたくさんあるのですけれども、札幌に支店なり本社があるところが11社ございました。その11社にすべて説明会を開催するということで案内したところが、3社が辞退しまして、8社が説明会に参加されております。その中で、先ほど言いましたように、いろいろ衛生管理の問題だとか、いろいろな問題を投げかけまして、それを向こうから提出された提案書を基にこちらが審査いたしまして、現在、4社に絞ったというところでございます。

大橋委員

今、マークがあるという話がありましたけれども、一般的にはそのマークのある業者といいますか、それのことを何と呼んでいますか。

(樽病) 医事課長

医療関連サービスマークを取得した業者という。

大橋委員

一般用語として、マル適という言葉を使っていませんか。

(樽病) 医事課長

済みません。そうです。

大橋委員

前回の質問のときに、マル適マークとは何ですかと言ったときに、一切お答えがありませんでした。それをひとつ指摘しておきます。それと、あと4社に絞って、今後のスケジュールとしていつまでに決めるのか、それから決めるルールとしてはどういう形で決めていくのか。

(楢病) 医事課長

今後は、この4社に絞った段階でもう一度、事務局の方からさらなる疑問点、質問点をぶつけて、4社の方からその回答をもらいまして、それで今度は4社を同時に集めまして、プレゼンテーションをもう一度開催したいと思っております。計画的には、10月の末ぐらいまでに、何とかその辺を絞っていきたいなというふうに考えております。

大橋委員

10月末までに絞っていきますと、そういう形の中で委託が始まります。そうしますと、いわゆる職員の異動という問題が出てきますけれども、職員の異動については、正職員13人、それを学校給食の方へ異動させるというふうに聞いておりますけれども、それはそういうことでいいのですね。

(樽病) 医事課長

基本的には、職員13名は学校給食現場でということで、組合にも提案しております。

大橋委員

学校給食へ行く職員13名、何年間ぐらい、今後その学校給食の方で働くことになるのか。その辺を知りたいので、 移る人たちがだいたい何年間ぐらい、まだ定年まであるのか、その辺はわかりますか。

(樽病) 医事課長

一番高年齢の方が、現在、今日でいいますと59歳です。それが移って1年です。一番若い方で34歳ですので、約26年です。

大橋委員

行政改革の部分で矛盾を感じるのですけれども、病院の経費といいますか、そういう部分では外部委託を進めるということに対しては、これは異存はないのです。ただ、実際には、もっとグローバルに小樽市全体ということで行革を考えていった場合に、一つの部門で、改革をした人間をただそっくり移すという説明です。しかも、まだまだ20数年ある人もいる。それで、けっきょくは、ほかのことには転用できない人材である。それともう一つは、学校給食自体が、以前から学校給食という形態の中で正職員を使っていくものなのかどうかということが、ずっと指摘されているのです。だから、そこにおいて、今回のような組合対策ということでくくっていいのかどうかわかりませんけれども、行革をやっている最中に、こういうような処理の仕方、それが正しいのかどうか、私は疑問を持っています。ただ、市長も、助役もいないから、答弁できる方がいるかどうかわかりませんが、だれか答弁できる人いますか。

総務部長

今回の病院の給食の委託については、病院給食の方式、患者へのサービスの提供、そういうものの中で行っていこうということです。それで、職員の関係ですけれども、当然、委託すると正職員が、ではどうするかと、配置の問題が出てきます。我々、病院給食の委託をするときに、前回お話ししたとき、白紙というのはやはりその職員の問題がありまして、その異動する受皿、そういうものがない限りなかなか踏ん切れないということもありまして、そういう職員の配置をどうするかということをいろいろ検討した結果、たまたまと言ったらおかしいのですが、学校給食の退職者だとか、その補充の関連で何とか配置ができるということがあったので、ではまず病院給食の委託を進めていこうと、こういう判断になりますので、必ずしも開院の状態で、いろいろな病院ではなくてももろものものを委託していくという考え方というのは、人件費を費用対効果というと、もちろん入るのですけれども、あまりそういうことでどうこうということにはなかなかならないのかもしれませんけれども、いずれにしてもそういう費用対効果等々を考えて、開院にならない段階のときに民間委託できるものは民間委託しておこうと、そういう考えで進めていくということでございます。

大橋委員

生ごみたい肥化の市民啓発について

次に、コンポストの今までの成果と、これからやっていく段ボール箱による生ごみたい肥化によって、どういう 抑制効果があるかということを質問いたしました。一般質問のご答弁の中で、平成15年度の利用者の調査結果によると、7割の人が減量に効果があり、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えているということだったのですが、16年度の利用者の人に、最初からモニターを依頼するとか、そういうことはしていたのでしょうか。

(環境)廃棄物対策課長

16年度に行いました段ボール箱生ごみたい肥化の基財を配布した市民の方には、そのようなモニター的な調査を する考えはございませんでした。

大橋委員

札幌の場合は、平成13年度に7,600セット、段ボールたい肥化をやったわけですけれども、そのときに、やはり一定の方々にモニターになってくれという話をして、それで非常にすぐ結果が出るような体制をとっていました。ですから、それをまず考えてほしいということが 1 点と、それから最初の聞き取りで、70パーセントの人から引き続きやっていきたいという回答を得ているということなのですが、実際には私自身の感覚からいうと、段ボール方式というのはなかなか面倒くさいものですし、それから札幌の方の回答とかそういうのでは、40パーセントの人しか翌年にやってないのです。その辺を、これからまた費用をかけてやっていくわけですから、きちんと検証してほしいということをまず一つ要望しておきます。

それから、その上で、次年度どれだけやるかということを考えていかなければならないわけですけれども、次年度はどの程度やっていくお考えですか。

(環境)廃棄物対策課長

次年度の個数についてでありますけれども、現在のところ考えている件数といたしましては、2,000件程度ということで考えております。

大橋委員

この問題については、非常に市民に意識啓発で大切な問題だと思っていますので、希望として、やり方をどんどん市民のところへ出かけていって、教えるようなことを、つまり学校に行って、そういう教育をしていくだとか、又は希望するいろいろな、先ほど大畠委員がおっしゃっていたようなごみに積極的に取り組みたいグループだとか、そういうのもありますので、そういうところにこの方式を説明に行く、そういうことを大切に考えていただきたいということをまず要望します。

墓地管理について

それで、次の質問に行きます。

これは墓地の問題ですが、お盆がありましたので、何件か墓地について、市民からいろいろ問い合せとかありました。その中で、小樽の墓地が、今、返還されたり、それから跡を継ぐ人がいないので、だんだんあいていく部分があります。それで、長橋の墓地で撤去した跡が崩れたという問題があります。つまり、今まで墓地としてきちんと押さえているものが、ただ全部を撤去してしまいますと、そこから当然崩れるのです。それと逆に、ほかの最上の墓地なんかで、後ろの擁壁だけを残して撤去しているところもあります。そこの部分の基準といいますか、それはどういうふうになっているのでしょうか。

(市民)戸籍住民課長

墓地を使用しなくなりまして、返還するという場合に、条例上では原状に復してということですので、すべての施設を取り払って返していただくというのが原則だと思います。ただ、今おっしゃった中にも含まれておりますとおり、その擁壁とか墓石等の施設をすべて取り払うことによって、傾斜地などに属している墓地も多いことから、上の段の石垣ですとか、そういったものが崩れてしまうというような、そういう危険がある場合もあると思います。そういう場合は、私どもとしてはご相談いただければ、それに見合ったような対応をしたいというふうに考えております。

大橋委員

墓地を引き上げていく市民に対して、そこが崩れる可能性があるかどうかをその人たちに判断をさせて、危険なときに相談を受けるという、そこの部分の姿勢がけっきょく、全部撤去した墓地だとか、それから擁壁が残っている墓地とか、そういう差を生んでいるのだと思うのです。ですから、条例では撤去するというふうになっていますけれども、やはり市民部としては、条例を改正するというところまでは無理かもしれませんけれども、きちんとした形で、今、課長がきちんとしてやっているのですけれども、後の市民部の人たちに制度として、必ず撤去をする

のであれば、事前にそこを市民部が見に行くだとか、又は崩れる可能性があるかどうかを事前にチェックする、そういうことをきちんとルール化していってほしい、そういうふうに思うのですが、いかがですか。

(市民)戸籍住民課長

私が戸籍住民課長になりましてから、そういったところの相談がございまして、実際に現場に私が立ち会って、その上で処理をしたというところがございます。そういった点につきましては、写真等も撮ったりして、てんまつをきちんと記録に残しまして、つづってございますので、引継ぎの方でもそういうふうに、その件についてはきちんとやっていきたいと思っております。

それから、一般のそういった方に、返還の際にはそういった事例が、支障等があったり、危険等があった場合にご相談くださいということがなかなか周知されていない部分もあろうかと思いますので、条例の変更まではいかなくても、条例については、「ただし市長の承認を得たときはこれを現状に復することを要しない」というただし書もございます。私どもこれらを準用いたしまして、実際には、先ほど申したようなご相談に応じたいろいろな対応をとっておりますので、それでその周知につきましては、使用の許可を申請してくるときに、私どもで、墓地に関するもろもろの手続を書いた説明文をお渡しすることになっています。その説明文の中にでもこういったことを書き込むなどして、周知してまいりたいというふうに考えてございます。

大橋委員

それから、そういうふうに墓地がどんどんあいていく、一方では墓地が欲しいという声があります。民間の祝津 霊園では墓地がどんどん売れています。小樽の場合、まだ墓地が欲しいという要望については、ありますでしょうか。

(市民)戸籍住民課長

小樽市営として持っております墓地は14墓地ございますけれども、それぞれの墓地に、多い少ないはございますけれども、希望してもまだ墓地を使用させてもらえないという待機者がございます。すべての墓地において一つもあいていないのかというと、そうではなくて、あいているところはあるのですけれども、そこはかなり高台のところなので希望しませんよ、ずっと下の方のところにあきが出るまで待ちますよといった待機者もございます。

大橋委員

あと、墓地の整備計画について、現在、何か持っていますか。

(市民)戸籍住民課長

ここ一、二年は、新しい墓地の造成というものはいたしてございません。それで、墓地の敷地が、かなり急しゅんな山の上の方の部分しか残っていないというようなことからしても、新たな造成というのはかなりの費用と危険度も伴うということで、なかなか造成は無理かと思います。ただ、その既存の墓地の土地の中に、若干ここは墓地として使えるのではなかろうかというような土地があったりしますので、そういった土地を何とか見つけて、1基でも2基でも、新たな造成ではないのですけれども、整地をする程度でもって使えるところであれば、そういったものも使用していきたいと思いますし、それから使用許可を出してから、いまだに何年かたったのですけれども、墓地を建立していない方がおります。そういった方には催促をして墓地を建立してもらう、それから墓地を実際にもう建立する意思がないのであれば、それは返還していただいて、次に待っている方に回すと、こういったことに力を入れていきたいというふうに考えてございます。

委員長

れいめいの会の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。